



いのち支える

# 江戸川区 いのち支える自殺対策計画

平成30年3月



江戸川区



## はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われていています。自殺の背景には、こころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られてきました。そのため、自殺対策は地域の様々な課題にきめ細かく取組むことが必要です。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超えその後も高い水準で推移していました。このようなか、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで、「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

本区では、平成21年9月に「江戸川区自殺防止連絡協議会」を設置し、関係機関との連携や自殺対策を効果的に推進させるため、施策の拡充を図ってまいりました。

施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

区では、平成28年7月には公益財団法人「日本財団」とNPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」の3者で協定を締結し、「日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト」（2016年7月～2018年度）を始動させ、改正された自殺対策基本法に基づき、「自殺対策推進モデル」を共に構築し、自殺対策のモデルづくりを進めてきました。

この計画は、区の事業を精査した上で、「生きる支援」の観点から体系的に見直し、実効性の高い計画としました。

生きることの包括的支援として、区の関係機関・関係団体はじめ、地域の皆様の一層のご理解とご協力のもと、区民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない江戸川区の実現」を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました「江戸川区自殺防止連絡協議会」委員の皆様、並びに「日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト」にてご支援いただいた、公益財団法人「日本財団」及びNPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」の皆様にご心から感謝いたします。

平成30年3月

江戸川区長 多田 正見

# 目次

---

## 第1章 計画策定の趣旨等

---

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2

## 第2章 江戸川区における自殺の現状

---

1. はじめに	3
2. 江戸川区における6つの特徴と支援が優先されるべき対象群	4
3. 自殺死亡率と自殺者数の推移	5
4. 年代別自殺者数の推移	6
5. 性年代別の自殺死亡率と自殺者数	6
6. 年代別に見た死亡原因の状況	7
7. 区内の事務所管内別に見た性年代別の自殺死亡率	7
8. 同居人の有無別に見た性年代別の自殺死亡率と自殺者数	11
9. 性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳	11
10. 職業の有無から見た同居人の有無別、性別、年齢階級別の自殺死亡率	12
11. 支援が優先されるべき対象群	13

## 第3章 江戸川区の自殺対策における取組

---

1. 基本方針	14
1) 生きることの包括的な支援として推進	14
2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	14
3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	14
4) 実践と啓発を両輪として推進	15
5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	15
2. 施策体系	16
3. 基本施策	17
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	17
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	17
基本施策3 区民への啓発と周知	18
基本施策4 生きることの促進要因への支援	19

4. 重点施策	21
重点施策1 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上	21
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	23
重点施策3 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進	25
重点施策4 子ども・若者向け自殺対策の推進	27
重点施策5 未来（将来の夢・居場所・生きがい）への支援	30
5. 生きる支援の関連施策	33

## 第4章 自殺対策の推進体制等

---

1. 自殺対策の推進体制	42
2. 策定の経過	43

### <資料>

---

1. 自殺対策基本法	45
2. 江戸川区自殺防止連絡協議会設置要綱	49

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の趣旨

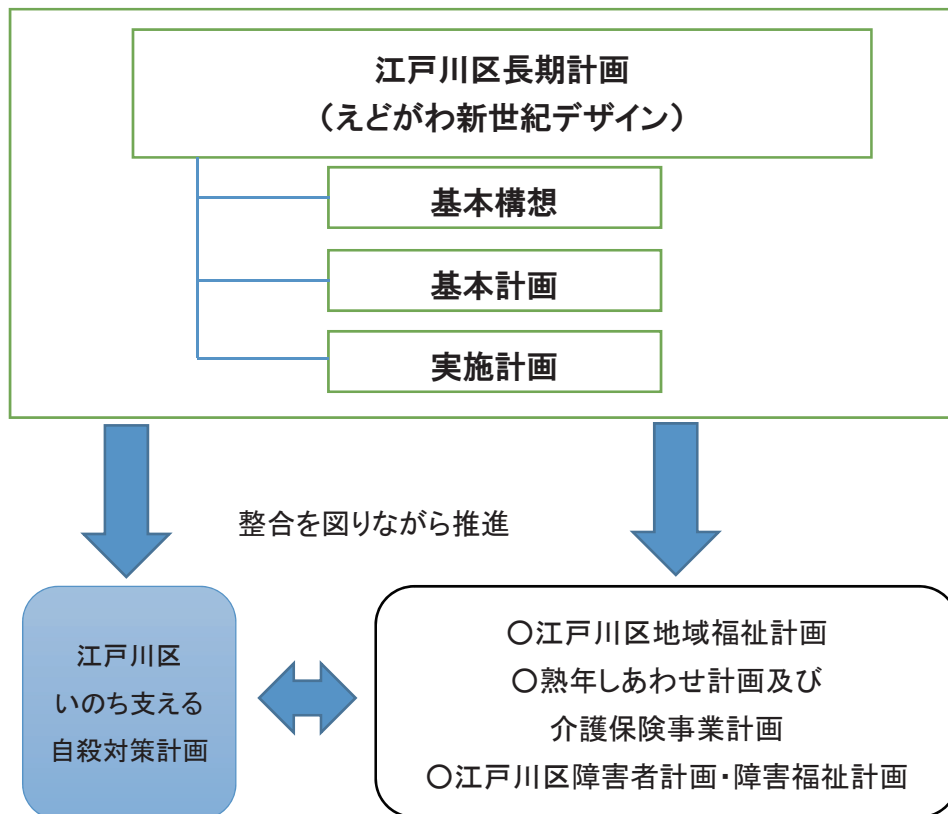
区では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月に地域の関係機関や団体、区関係部署を構成員とした「江戸川区自殺防止連絡協議会」を設置・開催するなどして、自殺対策の取組を積極的に進めてきました。

この度、平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられることになったことから、本区のこれまでの取組を発展させる形で全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「江戸川区いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本区では、平成14年7月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、自殺対策を大きな柱として対策の推進に取り組んできました。「江戸川区いのち支える自殺対策計画」は、区の関連計画（地域福祉計画、熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画等）との整合性を図っていきます。



### 3. 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。

### 4. 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（平成38年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本区では当面の目標値として、2015年（平成27年）の年間の自殺死亡率20.1（人数137人）を、2026年（平成38年）までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を約14.0（人数約96人）まで減少させることを目指します。

#### 自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値

2015年（平成27年）	→	2026年（平成38年）
20.1（137人）	→	約14.0（96人）

## 第2章 江戸川区における自殺の現状

### 1. はじめに

実効性ある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため本区では、自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、さらに、本区の人口動態調査（死亡小票）を活用して区内6地域（P7参照）ごとの特徴を分析するなどして、多角的な視点で地域の自殺の現状の把握に努めました。

#### 1) 自殺実態の分析にあたって

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました（自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を指します）。なお、両者の統計には以下のような違いがあります。

- ①調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象としているが、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。
- ②事務手続き上（訂正報告）の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。
- ③項目の差異：警察庁の自殺統計は、「職業別」「原因・動機別」といった項目がありますが、厚生労働省の人口動態統計にそれらの項目はありません。

#### 2) 作図に用いたデータ

本章で掲載した図1～9及び表1～2は、それぞれ以下の統計を使用し作図したものです。

- ・図1 : 警察庁「自殺統計」（自殺者数・自殺死亡率）、厚生労働省「人口動態統計」（交通事故による死亡者数）
- ・図2～4 : 警察庁「自殺統計」
- ・表1 : 厚生労働省「人口動態統計」
- ・図5 : 全国の性年代別自殺死亡率（平成25年～平成27年12月 3年平均値）
  - …自殺者数：人口動態統計
  - 人 口：住民基本台帳（平成28年1月1日時点）江戸川区の地域別の性年代別自殺死亡率（平成25年～平成27年12月 3年平均値）
  - …自殺者数：江戸川区 人口動態調査（死亡小票）
  - 人 口：町丁目別・年令別・男女別 統計表 江戸川区全体・区民課・全事務所（住民基本台帳人口）平成28年10月1日時点
- ・図6～8 : 警察庁「自殺統計」
- ・表2 : 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」
- ・図9 : NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」



## 2. 江戸川区における6つの特徴と支援が優先されるべき対象群

本区における自殺の実態を様々な観点から分析した結果、以下の6つの特徴があることが分かりました。また、自殺総合対策推進センターの分析から、本区において特に支援が優先されるべき対象群が抽出されました。

### 1) 江戸川区における6つの特徴

- ①自殺死亡率も自殺者数も年々減少傾向にありますが、自殺者数は依然として、交通事故による死亡者数の数倍に上ります（図1）。
- ②10～30歳代では死因の第一位であるなど、若年世代においても自殺は深刻な問題です（表1）。
- ③特に60歳代以降の高齢男性における自殺死亡率が高く、これは全国の当該年代の平均値と比べても高い値となっています（図2）。
- ④同居人がいない人の自殺死亡率は、男性が30歳代以降（特に70歳代以降の高齢者層）、女性は40～50歳代の中年層において高くなっています（図6）。
- ⑤無職者の自殺死亡率は、男女とも同居人がいない40～59歳の中年層において高くなっています（図8）。
- ⑥区内でも地域によって、自殺死亡率や自殺者が多い年代・性別についての特徴が異なります（図5）。

### 2) 江戸川区において支援が優先されるべき対象群（表2）

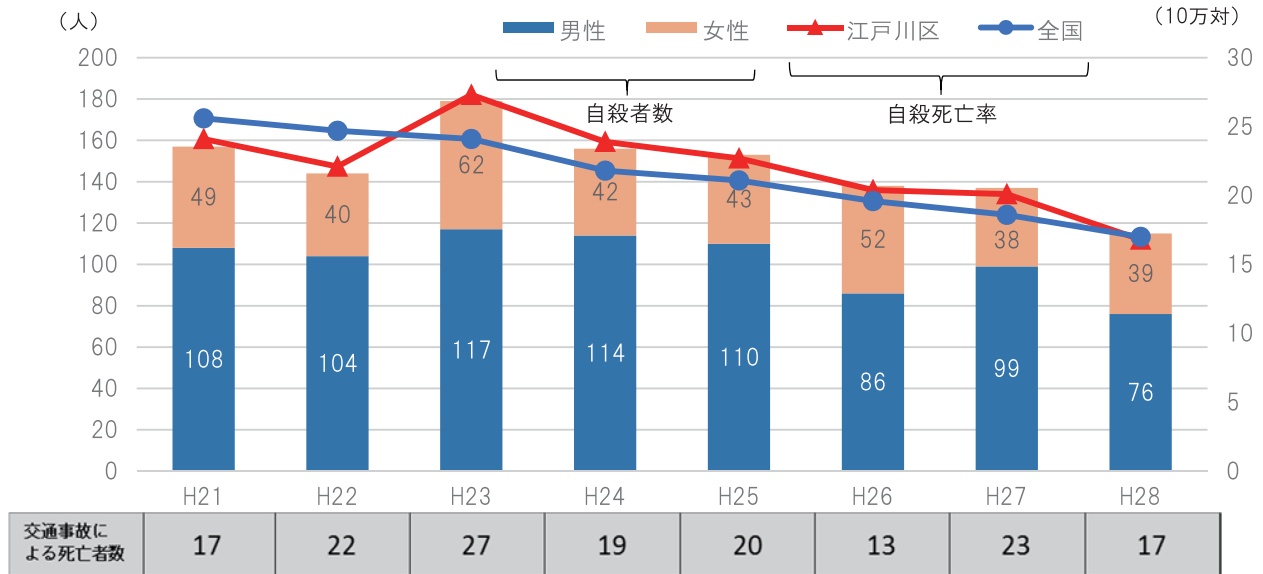
- ①集団Ⅰ：自殺者数が最も多いのは60歳以上の男性の無職者で、同居人のいる人です。平成24～28年の5年間の自殺者数は87人（自殺死亡率※は56.5）で、全体の12.4%を占めています。
- ②集団Ⅱ：次に自殺者数が多いのは、60歳以上の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成24～28年の5年間の自殺者数は58人（自殺死亡率※は20.2）で、全体の8.3%を占めています。
- ③集団Ⅲ：次いで自殺者数が多いのは、40～59歳の男性の有職者で、同居人のいる人です。平成24～28年の5年間の自殺者数は53人（自殺死亡率※は14.2）で、全体の7.6%を占めています。
- ④集団Ⅳ：4番目に自殺者数が多いのは、60歳以上の男性の無職者で、独居の人です。平成24～28年の5年間の自殺者数は50人（自殺死亡率※は105.2）で、全体の7.2%を占めています。
- ⑤集団Ⅴ：5番目に自殺者数が多いのは、40～59歳の女性の無職者で、同居人のいる人です。平成24～28年の5年間の自殺者数は43人（自殺死亡率※は18.4）で、全体の6.2%を占めています。

※自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

### 3. 自殺死亡率と自殺者数の推移

自殺死亡率も自殺者数も年々減少傾向にあります。依然として交通事故による死亡者数の数倍に上ります。

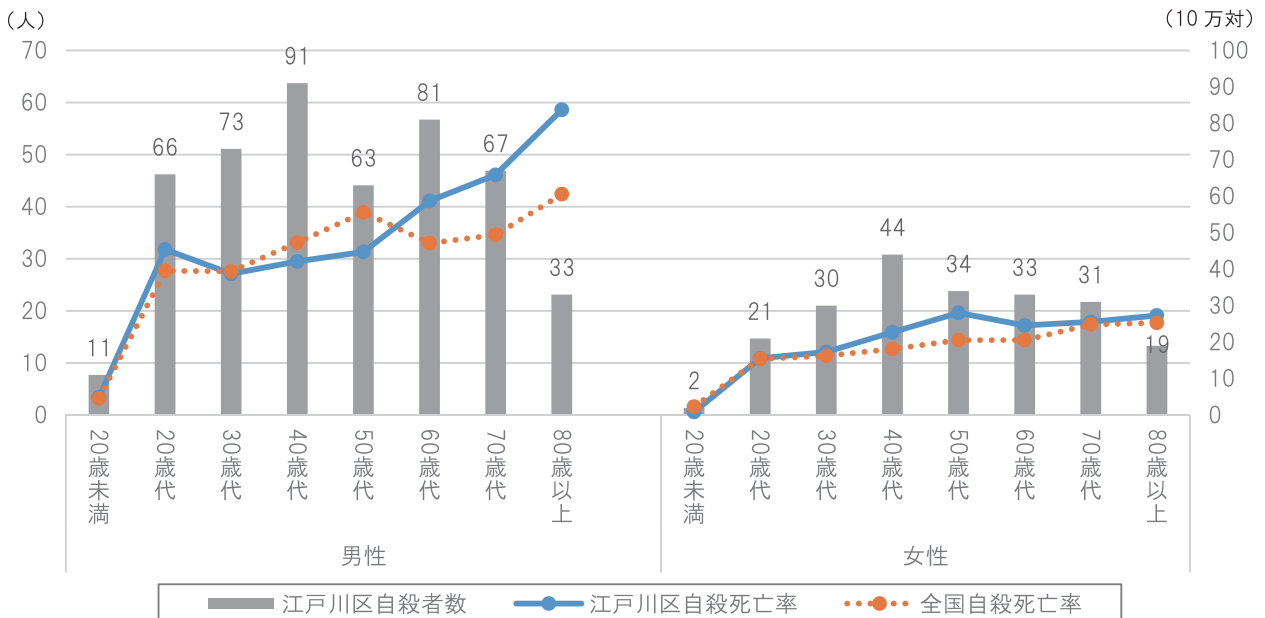
図1 自殺死亡率と自殺者数の推移（平成21～28年）



【出典】自殺統計・人口動態統計

本区では、特に60歳代以降の高齢男性における自殺死亡率が高く、これは全国の当該年代の平均値と比べても高い値となっています。

図2 性年代別の自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）

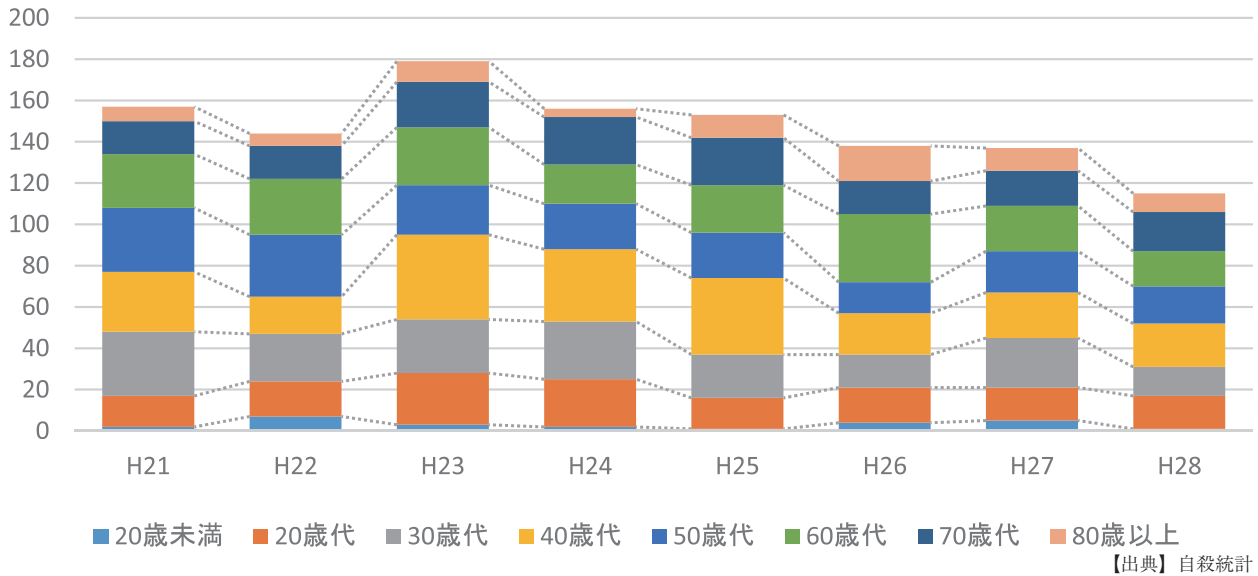


【出典】自殺統計

## 4. 年代別自殺者数の推移

平成24年以降、自殺者数全体は減少傾向にあります。

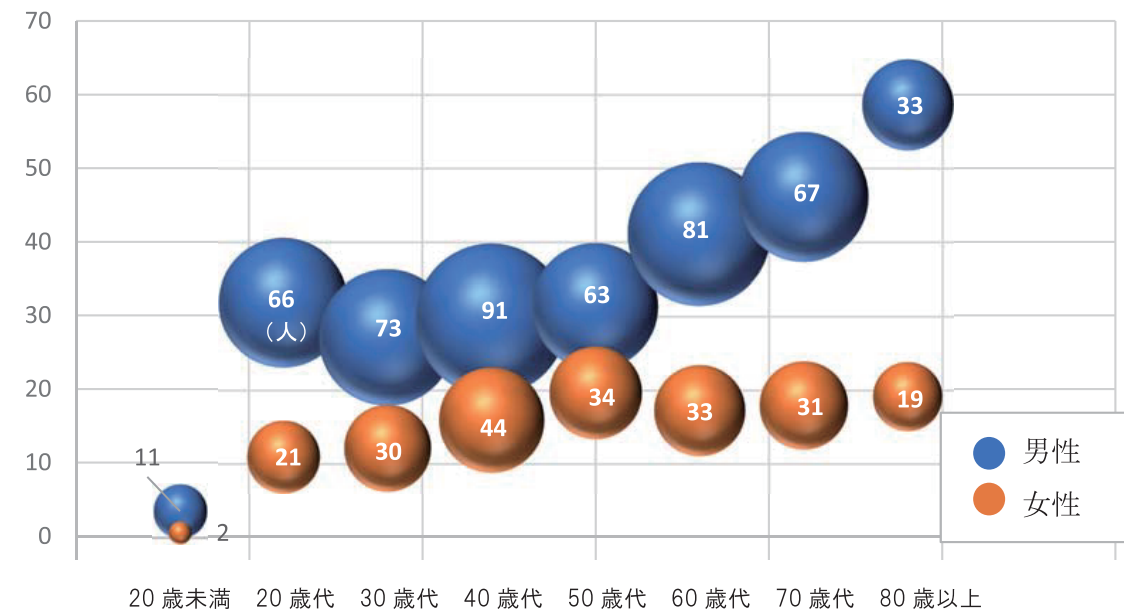
図3 年代別自殺者数の推移（平成21～28年）  
（人）



## 5. 性年代別の自殺死亡率と自殺者数

自殺者数は男女とも、40～60歳代の中高年齢層で比較的多い一方、自殺死亡率は男女間で年代別に違いが見られます。男性は60歳代以降の高齢者において高いが、女性は年代別であまり顕著な違いが見られません。

図4 性年代別の自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）  
（10万対）



※Y軸は自殺死亡率、球の大きさは自殺者数を表しています。

## 6. 年代別に見た死亡原因の状況

平成23年から27年の本区における年代別の死因を見ると、10～30歳代においては自殺が死因の第1位であり、若年代においても深刻な問題となっています。

表1 年代別に見た死亡原因の状況（平成23～27年合計）

	第1位		第2位		第3位		死亡者総数
	死因	死亡者数	死因	死亡者数	死因	死亡者数	
10～19歳	自殺	12	・悪性新生物 ・不慮の事故	7	神経系の疾患	3	39
20～29歳	自殺	92	不慮の事故	17	悪性新生物	12	155
30～39歳	自殺	117	悪性新生物	64	心疾患	24	320
40～49歳	悪性新生物	257	自殺	140	脳血管疾患	86	862
50～59歳	悪性新生物	585	心疾患	162	脳血管疾患	118	1452
60～69歳	悪性新生物	1801	心疾患	442	脳血管疾患	310	3826
70～79歳	悪性新生物	2871	心疾患	966	脳血管疾患	613	7034
80～89歳	悪性新生物	2237	心疾患	1386	肺炎	881	8258
90～99歳	心疾患	775	肺炎	554	老衰	526	3892
100歳～	老衰	89	心疾患	54	肺炎	37	264

【出典】厚生労働省「人口動態統計」

## 7. 区内の事務所管内別に見た性年代別の自殺死亡率

平成25年～27年の3年分の死亡小票データをもとに、区全体（自殺死亡率22.74以下、カッコ内の数値同様の）の平均自殺死亡率と区内事務所管内毎の性年代別の自殺死亡率とを比較すると、それぞれの地域で異なる特徴が見られます。

区民課管内では男性の50歳代（46.87）、60歳代（49.49）と80歳以上（78.97）で自殺死亡率が高く、女性は総じて低くなっています。

小松川事務所管内では、男性の20歳代（37.92）と60歳代（74.94）で、女性は30～40歳代の中年層（30歳代：33.57、40歳代：37.33）と70歳代（31.08）で自殺死亡率が高くなっています。

葛西事務所管内では、男性の高齢者（60歳代：39.22、70歳代：45.80、80歳以上：65.56）における自殺死亡率が高いが、女性は総じて低くなっています。

小岩事務所管内の自殺死亡率は男女ともに高めであり、特に男性は30歳代以降（30歳代：43.92、40歳代：40.17、50歳代：52.39、60歳代：42.23、70歳代：73.43、80歳以上：40.37）で、女性は40歳代（36.23）と高齢者（70歳代：31.04、80歳以上：49.37）で値が高くなっています。

東部事務所管内では女性の自殺死亡率が総じて低い一方、男性は20歳代（44.69）と60歳代（38.25）、80歳以上（86.29）で高く、特に80歳以上の男性は他管内と比べても最も高くなっています。

鹿骨事務所管内も女性の自殺死亡率は総じて低めですが、男性は60歳代（47.29）と70歳代（49.56）で

自殺死亡率が高くなっています。

このように区内でも、地域によって自殺の実態には異なる特徴が見られることから、地域毎で重点的に取り組む対象層を定めた上でそれに対応する取組を進めるなど、地域の実態に応じた対策を講じていく必要があるといえます。

図5 区内の事務所管内別に見た性年代別の自殺死亡率

※点線の折れ線グラフは全国の性年代別自殺死亡率（平成25年～平成27年 3年平均値）  
（自殺者数：人口動態統計 人口：住民基本台帳（平成28年1月1日時点））

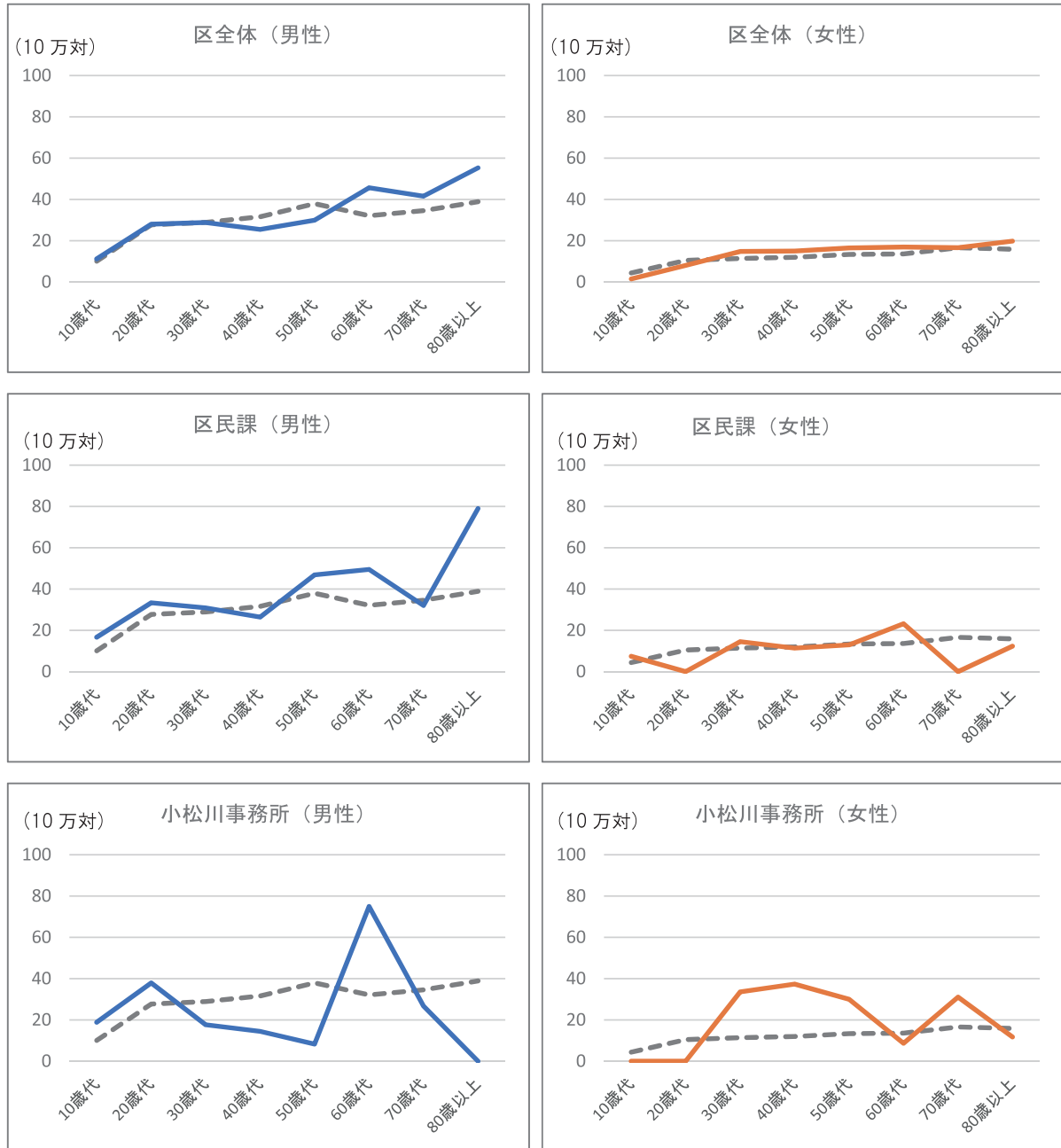
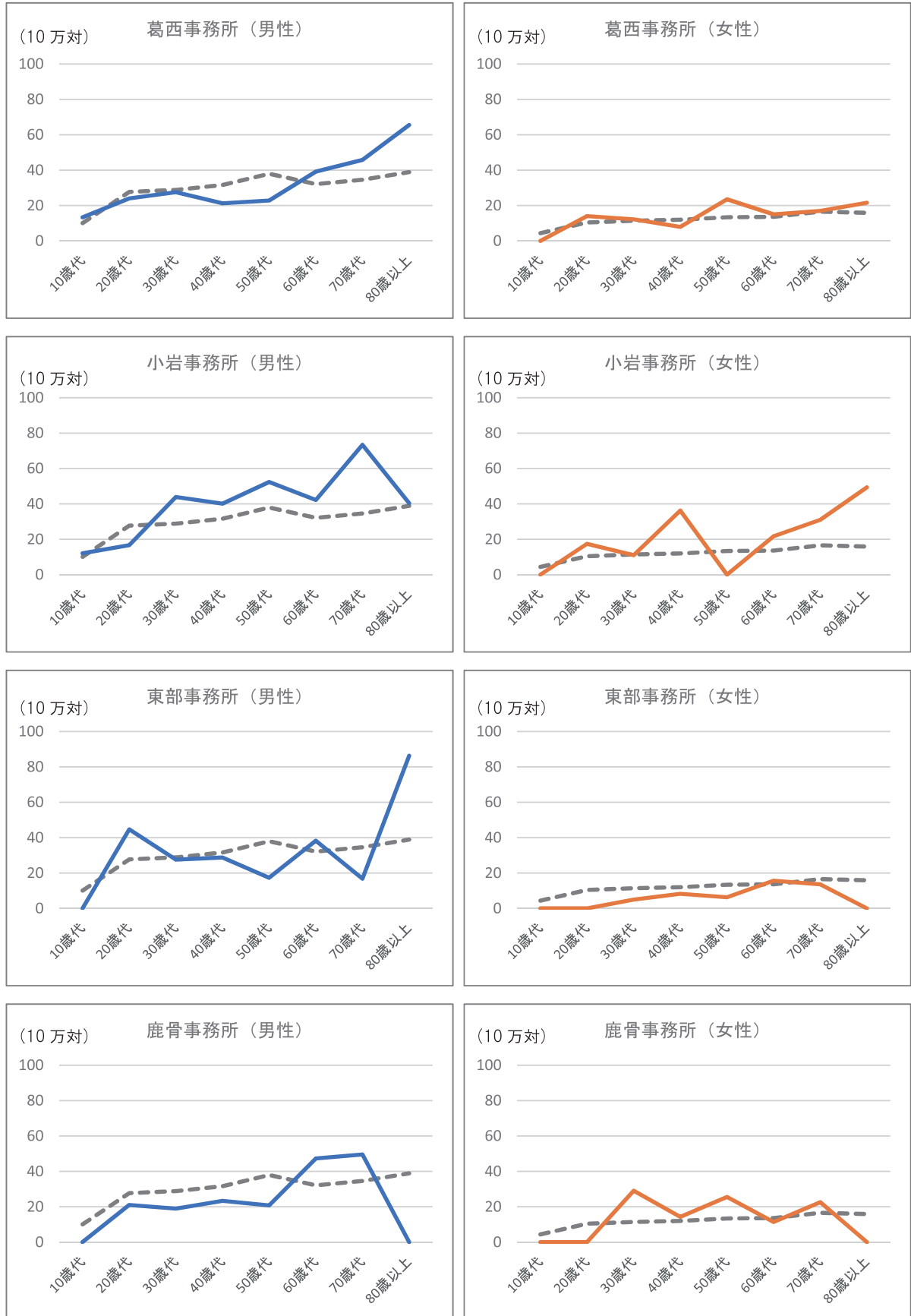
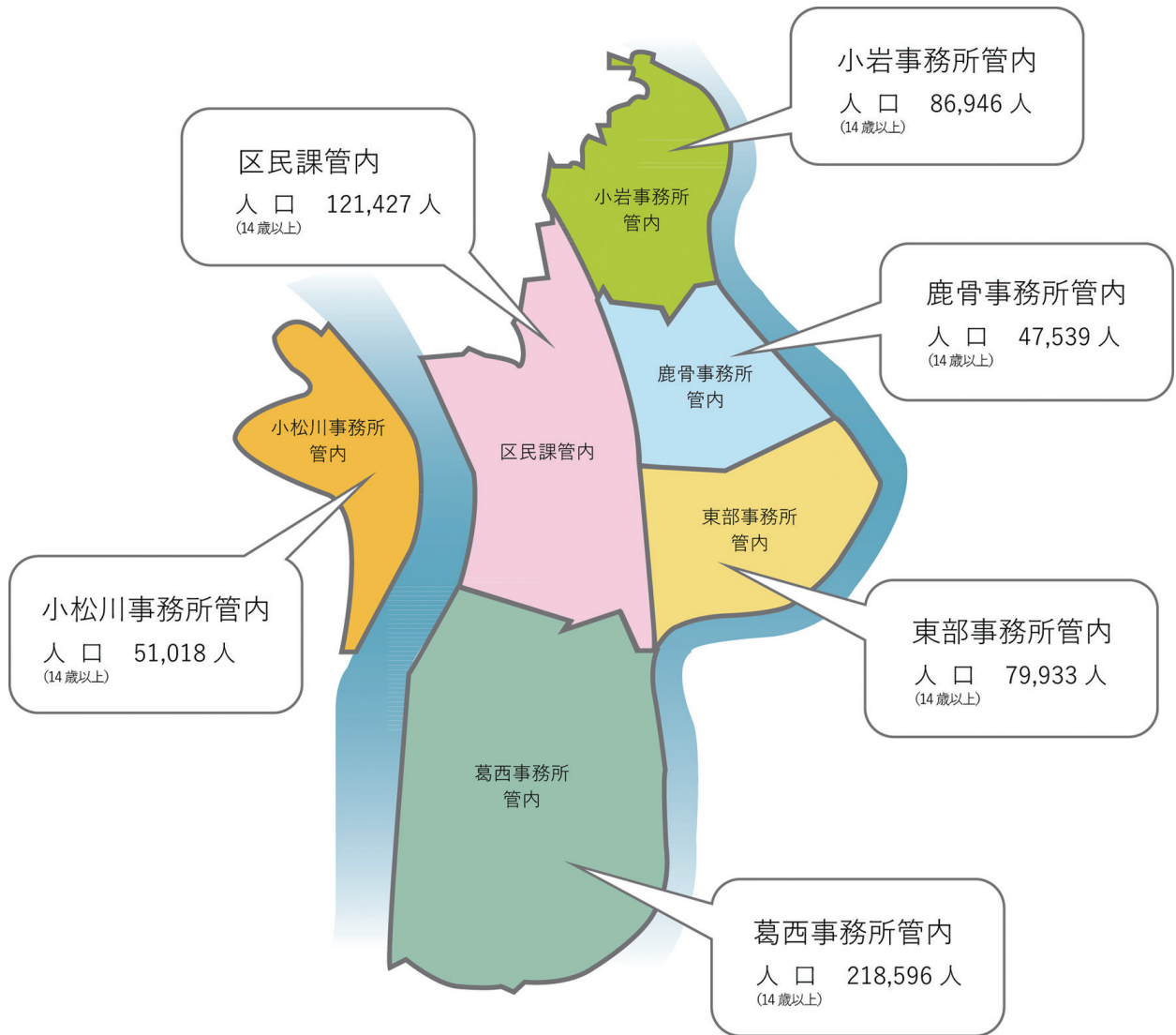


図5 区内の事務所管内別に見た性年代別の自殺死亡率



【出典】▽分子（自殺者数）：江戸川区 人口動態調査（死亡小票）平成25年～平成27年 3年平均値  
 ▽分母（人口）：町丁目別・年齢別・男女別 統計表 江戸川区全体・区民課・全事務所（住民基本台帳人口）平成28年10月1日時点  
 【注1】全国の年代別自殺率のうち、最年少区分は「15～19歳」となります。

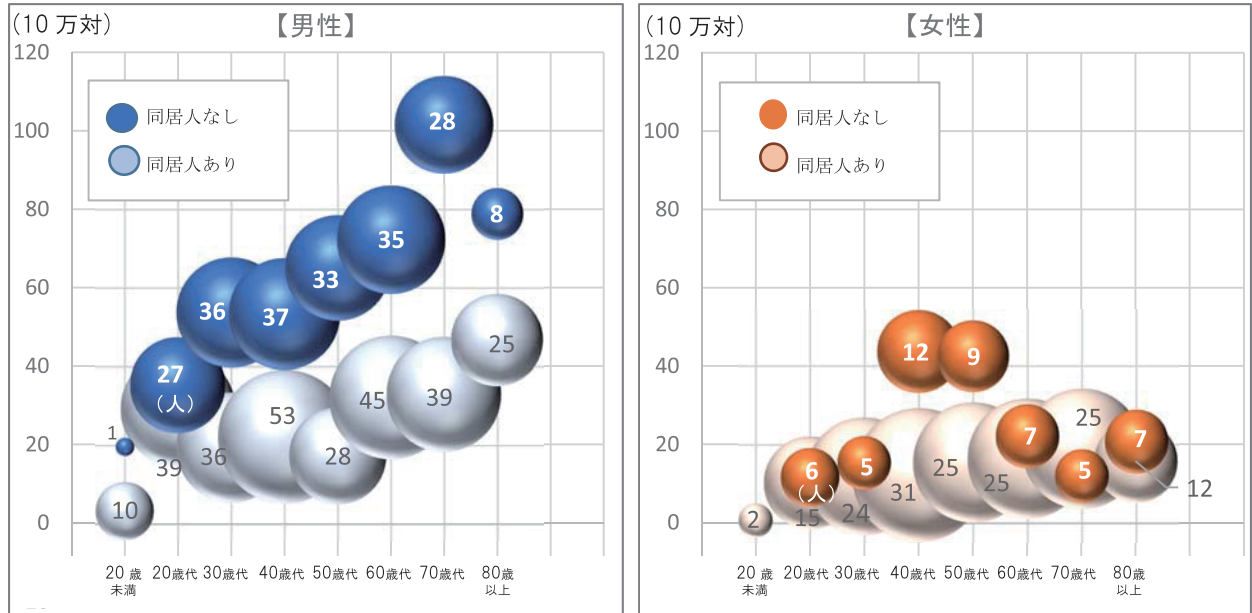
《参考》区内事務所管内地図



### 8. 同居人の有無別に見た性年代別の自殺死亡率と自殺者数

同居人の有無別に自殺死亡率をみると、「同居人あり」の場合は男女ともそこまで顕著な差は見られませんが、「同居人なし」の場合は年代によって大きく異なり、男性は30歳代以降（特に70歳代以降の高齢者層）、女性は40～50歳代の中年層における自殺死亡率が高くなっています。

図6 同居人の有無別に見た性年代別の自殺死亡率（平成24～28年平均）と自殺者数（平成24～28年合計）



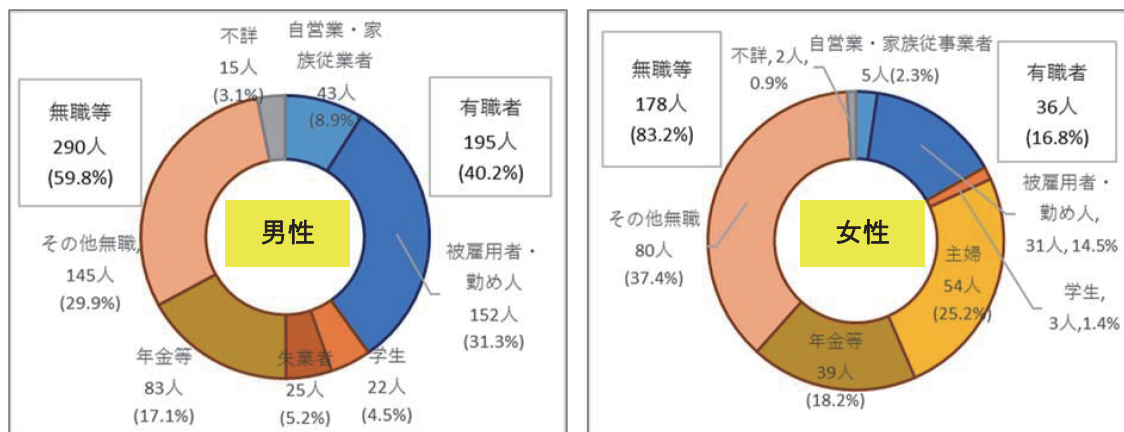
※Y軸は自殺死亡率、球の大きさは自殺者数を表しています。

【出典】自殺統計

### 9. 性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳

有職者と無職者の比率は、男性が40%対60%。女性は17%対83%となっています。

図7 性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳（平成24～28年合計）



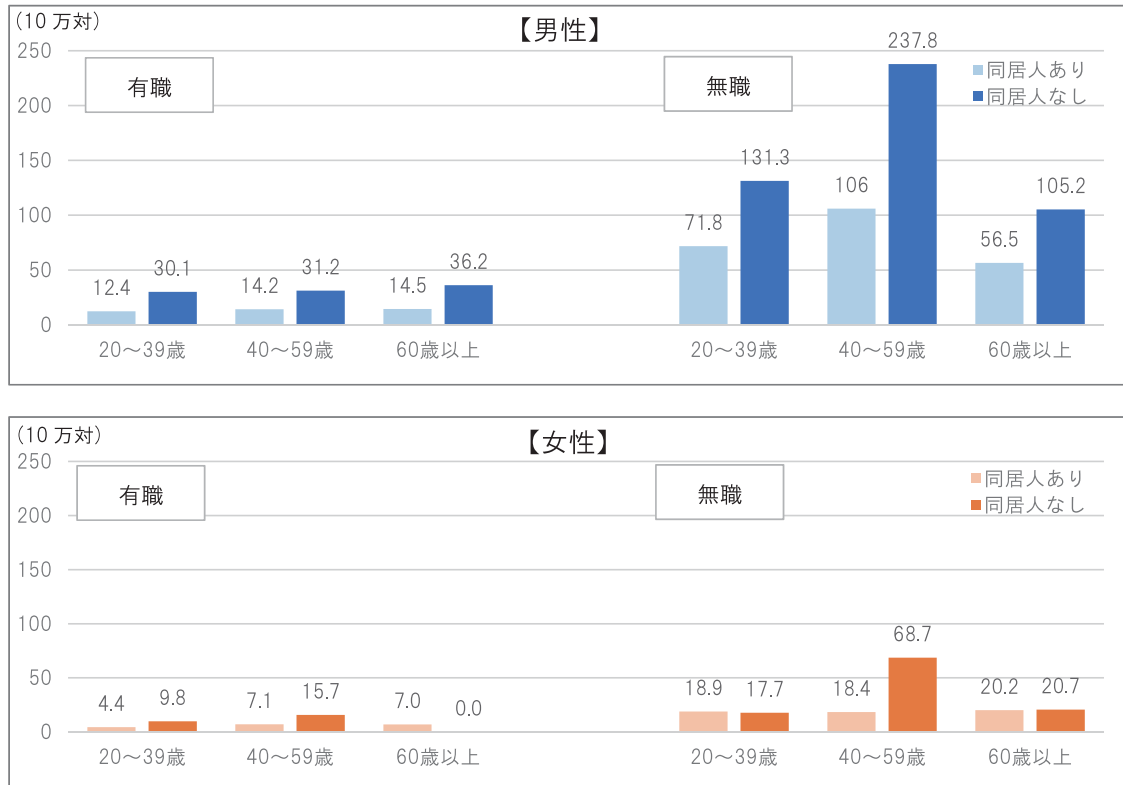
【出典】自殺統計



## 10. 職業の有無から見た同居人の有無別、性別、年齢階級別の自殺死亡率

有職者は年代や同居人の有無により、自殺死亡率の顕著な差は見られませんが、無職者の場合は性別や年代、同居人の有無による値の差が大きくなっています。男性の無職者では各年代とも「同居人なし」が「同居人あり」の2倍近い値となっており、特に40～59歳の中年層において高くなっています。一方で女性の無職者においては、40～59歳の中高年層において自殺死亡率が高くなっています。

図8 職業有無別、同居人の有無別、年齢階級別自殺死亡率（平成24～28年平均）



【出典】自殺統計

### 11. 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析から、平成24～28年の5年間に於いて自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。本区では、これら上位5区分を、区として支援が優先されるべき対象群として、重点的に支援を進めてまいります。

表2 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成24～28年 合計）、国勢調査）

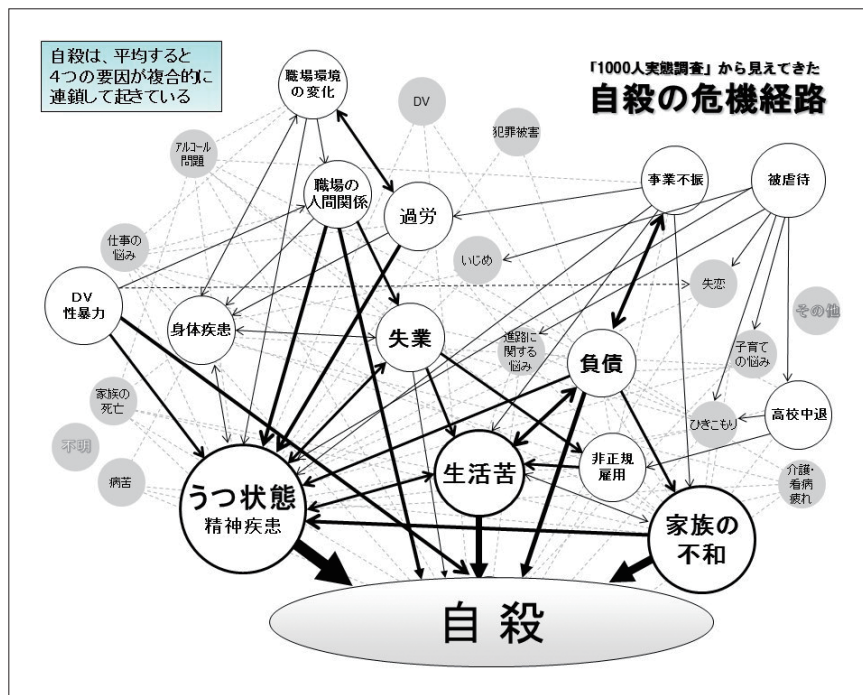
上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位：男性60歳以上無職同居	87	12.4%	56.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位：女性60歳以上無職同居	58	8.3%	20.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性40～59歳有職同居	53	7.6%	14.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位：男性60歳以上無職独居	50	7.2%	105.2	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位：女性40～59歳無職同居	43	6.2%	18.4	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

- ※1 順位は自殺者数の多さにもとづきます。
- ※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは  
NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：図9）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図9 自殺の危機経路



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

## 第3章 江戸川区の自殺対策における取組

### 1. 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本区では以下の5点を、自殺対策における「基本方針」としてしています。

#### 1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

#### 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士との連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育<sup>\*</sup>」を推進することも重要とされます。

※「SOSの出し方に関する教育」の詳細に関しては、本章「4. 重点施策」のうち、「【重点施策4】子ども・若者向け自殺対策の推進」の項目をご参照ください。

#### 4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての区民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

#### 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市区町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より区民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

「誰も自殺に追い込まれることのない いのちを支える江戸川区」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

#### 《様々な分野の関係者による連携事例》

※支援に関わった相談機関や利用した支援制度に、下線      を引き太字にしています。また、個人が特定されないように区内外の複数の支援事例を統合しています。

##### ▼病気で失職後、自殺を図ったが複数の機関とつながり、生活が安定へ

(60代・無職・同居人なし・男性)

宅配業の運転手をしていましたが、突然の病気で退職を余儀なくされた。収入が絶たれ、再就職は難しく、経済的にも苦しくなり、生活が一変する。突然の事態に精神的にも不安定な状態に陥っていたところに、親しかった兄弟との死別が重なり、「このまま独りで生きていてもどうせ良いことなんてない。自分も死んでしまいたい」と思うようになった。

自殺を図ろうとしつつも、地域の保健センターに「もう死にます」と連絡したことから、すぐに保健師らがかけつけ、大事には至らなかった。保健師から熟年相談室の相談につながり、後押しを受けて、生活の見直し、年金の早期受給手続き等により生活の目処が徐々に立つようになる。その後、個別相談を受け続けながら、保健師や熟年相談室から紹介された地域の団体が主催する居場所活動にも少しずつ参加するようになった。熟年相談室への相談を通じて介護サービスも受けることとなり、見守りなどの接点を増やしてもらったことで、気持ちも生活も安定に向かっている。死にたいという気持ちが完全になくなったわけではないが、いまでは「自分はここにいていいんだ。生きていていいんだ」と思えるようになってきている。

##### ▼過労からうつ状態になり失職。総合相談会をきっかけに生活保護となり、その後、再就職を果たす

(40代・無職・同居人あり・男性)

飲食店の店長をしていましたが、過労で体調を崩し、うつ状態も重なって退職。その後も復調しないまま再就職を試みるが、うまくいかず、失業手当も切れて手持ちのお金がほとんど無い状態に陥った。家族が働いて支えるがそれでも生活は回らず、うつ状態は深刻化。すべてあきらめて、死んでしまおうと思うようになった。そんなとき、ハローワークでたまたま手にしたチラシで総合相談会（複数の専門家が1カ所に対応するワンストップ型の相談会）の存在を知り、半信半疑で出向いたところ、生活困窮者自立支援の窓口を紹介されて、継続的に相談に乗ってもらえるようになった。最初は生活保護に対する拒否感もあったが、相談員とやりとりを重ねるなかで考えが変わり、申請して経済的に安定を得ることになった。同時に、保健師の後押しで医療機関も受診するようになり、体調も安定に向かってきたことで、ハローワークの個別相談を通じて再就職に向けた活動を再開。その後、再就職を果たし、生活保護からも抜けた。「支援者とのゆるやかなつながりが支えになっている。今は死にたいと考えることはなくなった」と話している。

## ▼幼少時に負った心の傷もあり孤立していたが、相談者の存在が支えに

(20代・無職・同居人なし・女性)

両親が離婚し、母子家庭で育つなかで虐待を受けていた。学校では周り人間関係をうまく築けないことが多く、中学生の頃から「消えてしまいたい」という思いを抱えていた。成人したあと、働きながら一人で暮らしていたが、問題にぶつかったときや、ふとしたときに「死んでしまいたい」という思いにかられることがあった。そんな中、職場でパワハラに遭い退職せざるを得なくなり、失業。本人の過失ではなく、理不尽な状況だったが、自分ではどうしていいかわからず、収入も絶たれて困窮状態になり、自殺したい気持ちが高まっていった。

女性相談の窓口をたまたまインターネット上で知り、問合せをして相談につながった。これまで話せなかった自分の気持ちを少しずつ語るうちに、気持ちが落ち着くようになっていく。理不尽な退職など抱えていた法的な問題については、女性相談の相談員の紹介により弁護士へ相談することができ、相談員から再就職支援制度の紹介も受けた。「消えてしまいたい」という思いがなくなったわけではないが、何かつらい気持ちの時には相談員に話してみようと思えるようになった。「自分ひとりではどこに相談すればいいのか分からなかった。そもそも相談しようとは思わなかった」と話している。

(資料提供：NPO法人ライフリンク)

## 2. 施策体系

本区の自殺対策は、大きく3つの施策群で構成されています。

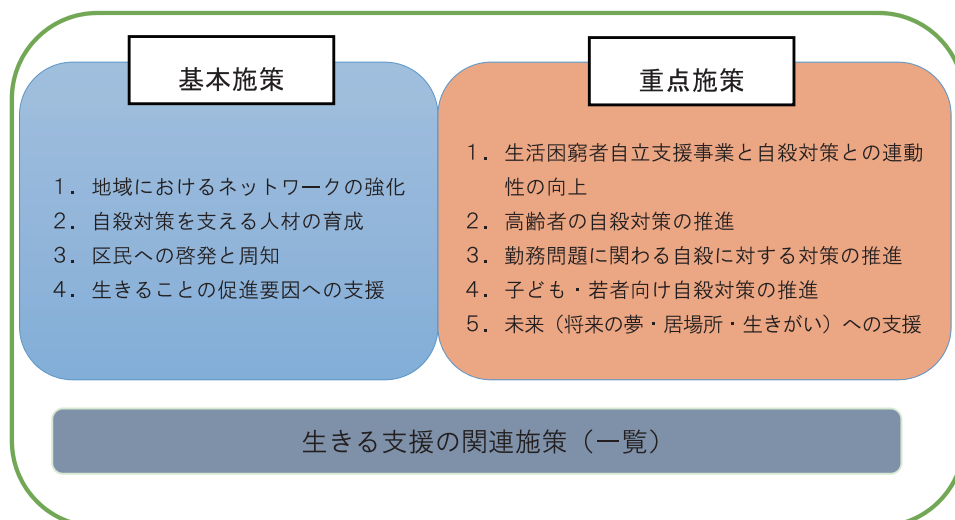
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、江戸川区の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」。さらに、その他の事業をまとめた「生きる支援の関連施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、幅広い内容となっています。

一方、「重点施策」は、本区における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題、さらに子ども・若者向けの対策、および「未来(将来の夢・居場所・生きがい)への支援」に焦点を絞った取組です。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

また、「生きる支援の関連施策」は、本区において既に行われている様々な事業を、自殺対策と連携して推進するために、取組の内容ごとに分類した施策群です。

このように施策の体系を定めることで、区の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



### 3. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「区民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」の4つです。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本区における自殺対策の基盤を強化します。

#### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

##### (1) 地域におけるネットワークの強化

- ①自殺対策戦略会議の開催：区長を中心に区役所内各分野の部署が連携し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、自殺対策戦略会議を開催します。(保健予防課)
- ②自殺防止連絡協議会の開催：国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するため、関係機関や専門家等および区職員を構成員とする自殺防止連絡協議会を開催します。(保健予防課)
- ③地域拠点「なごみの家」と自殺対策との連携強化：生活全般に関わる様々な問題を抱える区民に対し、一体的な支援を地域で展開していく際の拠点として、「なごみの家」を設置するとともに、町会や自治会等の関係機関との連携強化をさらに進めることで、地域で自殺リスクの高い区民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。(福祉推進課ほか)
- ④関係機関の連携関係の更なる強化に向けた研修の実施：様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報等について、相談担当職員がともに学ぶ研修会等を開催します。(保健予防課ほか)

##### (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- ①生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化：自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、情報共有のためのツール等を活用するなど、生きることの困難感や課題を抱えた区民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。(生活援護第一・二・三課ほか)

#### 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。区では自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、区民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

##### (1) 様々な職種を対象とする研修

- ①区職員向けゲートキーパー養成講座の開催：窓口における各種相談対応や、税金・保険料等の徴収業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた区民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するため、職員研修において自殺対策に関する説明を行うとともに、ゲートキーパー研修の受講の呼びかけを行います。(保健予防課)

- ②専門職向けゲートキーパー養成講座：保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(保健予防課)
- ③ケースワーカー向けの研修：生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者等、生活困窮者を支援するケースワーカーに対して、職員を対象にしたゲートキーパー研修の開催案内とともに、受講の推奨を行います。(生活援護第一・二・三課、保健予防課)

## (2) 一般区民に対する研修

- ①一般区民向けのゲートキーパー養成講座の開催：ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、などの様々な分野において、問題を抱えて悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。そのゲートキーパーを養成するための講座（いのち見守り隊養成講座）を一般区民向けに開催し、身近な地域で支え手となる区民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。  
また、ボランティアセンターに登録し活動する区民団体や、日頃から区民への見守り活動等に尽力している民生・児童委員、ファミリーヘルス推進員、ファミリーサポートセンターの登録会員、登校サポートボランティア等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。(保健予防課)

## 基本施策3 区民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、区民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつながることができません。そのため、区民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、区民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

### (1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

- ①相談先情報を掲載したリーフレットの配布：納税や保険料の支払い、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた区民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレット（以下、リーフレット）を配布することで、区民に対する情報周知を図ります。(保健予防課ほか)
- ②自殺対策強化月間キャンペーンの実施：3月の自殺対策強化月間の周知のため、区役所本庁舎多目的スペースにパネルやリーフレット等を掲示します。(保健予防課)
- ③図書館における啓発用ブースの設置：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間の周知に合わせて、図書館に自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルの展示やリーフレットの配布を行います。(文化課)
- ④地域のネットワーク会議を活用した情報提供：社会福祉協議会や地域自立支援協議会の構成員など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布することで、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、各種相談に訪れる区民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報周知を図ります。(福祉推進課、障害者福祉課ほか)
- ⑤震災避難者に対する情報提供：区内3カ所にある東日本大震災の避難者向け情報提供コーナーに、リーフレットを配架することで、相談先情報の周知を図ります。(地域振興課)
- ⑥障害者向け啓発資料への情報掲載：障害者向けのしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。(障害者福祉課、保健予防課)
- ⑦理美容所や飲食店におけるリーフレットの設置：広く区民の目に留まるよう、区内の理美容所や飲食店等の手に取りやすい場所に、リーフレットを設置します。(生活衛生課)

## (2) 一般区民向けの講演会やイベント等の開催

- ①自殺予防週間イベントにおける啓発：9月の自殺予防週間に合わせて、講演会やシンポジウム等を開催し、区民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(保健予防課)
- ②人権週間行事における啓発：人権週間行事において、自殺と関連する人権課題をテーマに講演を行う際には、自殺問題に言及するなど、区民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。(総務課)
- ③図書館での各種イベントの開催：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館で自殺対策に関連するテーマの講演会など各種イベントを開催します。(文化課、保健予防課)
- ④江戸川総合人生大学を通じた啓発の推進：在校生や卒業生等に向けて、一般区民向けゲートキーパー研修や総合相談会、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に実施するキャンペーンやイベントなど、区内で開催される自殺対策関連の各種行事の案内を行うことで、自殺対策に対する理解の促進を図ります。(文化課)

## (3) 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- ①自殺防止キャンペーンの開催：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせてキャンペーンを開催し、自殺問題や自殺対策の周知と啓発を進めます。(保健予防課)
- ②広報紙の活用：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、区の広報紙で、自殺対策関連の記事や総合相談会の開催情報等を掲載することにより、区民に対する施策の周知と問題理解の促進を図ります。(広報課、保健予防課)
- ③SNS等を通じた情報発信：自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、区のホームページやツイッターを活用し、啓発と情報の発信に努めます。(広報課、保健予防課)
- ④図書館における啓発用ブースの設置：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、図書館に自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルの展示やリーフレットの配布を行います。(文化課、保健予防課)
- ⑤地域への情報発信：ファミリーヘルス推進員の定例会等で、総合相談会の開催など自殺対策に関連する各種情報を提供することで、区民に対する周知を図ります。(健康サービス課、保健予防課)

## (4) 地域や学校と連携した情報の発信

- ①町会・自治会を通じた情報発信：町会や自治会へ、回覧板等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーとしての役割等について、地域住民の理解の促進を図ります。(地域振興課、保健予防課)
- ②児童生徒の自殺に対する理解の促進：地域全体で児童生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気づくことができるよう、PTAや地域の関係団体と連携して啓発活動に努めるとともに、PTAの役員会や講演会の中で、いじめの問題等と関連付ける形で児童生徒の自殺実態や自殺のリスク等についても取り上げられるよう、検討・調整を進めます。(教育推進課、保健予防課)

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本区では、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組を進めます。

### (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

- ①地域拠点（なごみの家）の運営：様々な区民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした区民に対して様々な関係者が連携し、一体的な支援を提供していく際の地域の拠点として、「なごみの家」を設置・運営します。(福祉推進課)



- ②適切な介護サービス等の利用支援：高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、自立度が高い高齢者が、家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。(介護保険課)
- ③高齢者が集える機会の提供：高齢者が地域で元気に生活ができるよう、月に1～2回の頻度で、茶話会や運動の機会等を設けます。(健康サービス課)
- ④子ども家庭支援センターの運営：児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。(子ども家庭支援センター)
- ⑤子育て世帯に対する支援の提供：保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる“子育てひろば”の開設等を通じて、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。(子育て支援課)
- ⑥精神障害者とその家族に対する支援の提供：精神障害やアルコール依存症を抱える当事者とその家族が、地域で安心して生活を送れるよう、当事者同士のつながりの構築や地域における居場所の構築を進めます。(健康サービス課、保健予防課)

## (2) 自殺未遂者への支援

- ①医療機関等との連携の強化：医療機関等からの連絡を受け、関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行います。(保健予防課)
- ②支援機関の専門職員に対する研修会の実施：保健・介護・生活・子育て等に関する支援機関の専門職員等に対して、自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等についての研修会を実施し、地域の支援力の向上と連携強化を充実させます。(保健予防課)
- ③医療専門職への研修会の開催：地域の医療機関に受診する患者の中には、自殺のリスクにつながる問題を抱えていたり、自傷行為に至る危険の高いケースも想定されるため医師会や歯科医師会、薬剤師会等の医療専門職に対して、自殺のリスクや自殺未遂等について理解を深めてもらうための研修会を実施します。(健康推進課、保健予防課)

## (3) 遺された人への支援

- ①自死遺族への情報周知：各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を、区のホームページや広報紙等に掲載することで、自死遺族への情報周知を進めます。(広報課、保健予防課)

## (4) 支援者への支援

- ①介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題につき、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流会を開催します。(介護保険課)
- ②区職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、区職員の心身面における健康の維持増進を強化します。(職員課)
- ③教職員への支援：教職員向け研修の実施を通じて、教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へとつなげるなど、教職員への支援を図ります。(指導室)

## 4. 重点施策

本区では平成24年から28年の5年間で、699人（男性485人、女性214人）が自殺で亡くなっています。そのうち264人は60歳以上と、およそ2.5人に1人という高い割合を高齢者が占めています。また、原因・動機別では、「経済・生活問題」を理由とするものが12.7%、「勤務問題」が5.3%となっており、これらは人生の中で誰もが直面する可能性のある問題と言えます。そのため、そうした問題を抱えた時の対処方法や、助けを求めることのできる相談・支援先についての正確な情報等を、子どもの頃からあらかじめ知っておくことが、いざという時に役に立ちます。

こうしたことを踏まえて本区では、「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」\*に関わる自殺への取組に加えて、「子ども・若者」を対象とした各種施策を重点的に進めていきます。

さらに、本区では特に、誰もが将来の夢を持ち、地域で安心して過ごすことのできる居場所があり、毎日生きがいを感じられるような取組を「未来（将来の夢・居場所・生きがい）への支援」と位置付けて、「誰も自殺に追い込まれることのない江戸川区」の実現を目指して、これを重点的かつ積極的に展開していきます。

※自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」においても、江戸川区において今後重点的に取り組むべき課題として「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺への取組が指摘されています。

### 重点施策 1 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

#### <生活困窮者の現状と課題>

本区における、過去5年間（平成24年～28年）の自殺者数699人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は89人となっています。生活保護受給者の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率の2倍超となっていることから\*、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であるといえます。しかし生活保護受給者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。

こうした現状を踏まえて厚生労働省は、都道府県や政令市等を始めとする自治体に対し、2016年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました。厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けては、国を挙げての取組が進められており、江戸川区でも地域の実態を踏まえて、両事業の連携の向上を図っていきます。

※「第4回社会保障審議会生活保護基準部会」参考資料（平成23年、厚生労働省）

#### <生活困窮者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策>

上述した課題を踏まえて、区では次の3つの取組を、生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する
- (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
- (3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

#### (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い区民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

## ①生活苦に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

- ア 公営住宅の居住者や入居申込者の中には、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えている方も少なくありません。そのため公営住宅の管理や公募に関する事務を行う職員から、入居応募の申請にあたっての相談対応の際に、生きる支援に関する様々な相談先情報が掲載されたリーフレットを、対象者の必要性に応じて配布することで、相談先情報の周知を図ります。(住宅課)
- イ 家庭内で余った食品を回収し、フードバンクを通じて地域の社会福祉施設や個々の貧困家庭へ配布することで、生活が困窮している家庭や生活困窮者自立支援事業の対象者等への支援を行います。(清掃課)
- ウ 突然の出費により生活費が一時的に不足した区民を対象に、差し迫って必要とされる生活資金を迅速に低利で貸し付けることにより、生活の安定化を図ります。なお、貸付に至らなかった区民には、必要によりいざという時の相談先に関する情報提供を行います。(地域振興課)
- エ 経済的な理由から就学や進学が困難な児童生徒に対して、給食費・学用品費等を補助するほか、進学にあたって必要な資金を奨学金として貸与または支給することにより、生活に困窮している世帯の児童生徒の就学・進学を支援します。また、就学や進学に関する相談に訪れた保護者や生徒に対し、様々な相談先の情報が掲載されたリーフレットを配布することで、相談先に関する情報周知を図ります。(教育推進課・学務課)

## (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。このことから本区では、支援を提供する行政の側から、そうした人々に対する働きかけを積極的に行い、支援へとつなぐためのアウトリーチの体制を強化します。また、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を、早い段階で発見するとともに、必要な支援へとつなぐための取組を推進します。

## ① 滞納金の徴収を担当する職員への、ゲートキーパー研修の実施を通じた支援へのつなぎの強化

- ア 税金や保険料、貸付金等を未納・滞納している人は、生活上の様々な問題を抱えている可能性があります。徴収やそれに向けた相談等の業務を担当する職員を対象にゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行うことで、未納金や滞納金の徴収過程でそうした問題に早期に気づき、支援へとつなげることのできる体制づくりを進めます。(納税課、医療保険課)

## ② 複数の問題を抱える人へのつなぎの強化

- ア 自殺のリスクが高い人の中には、病気や事業不振、離婚、多重債務などの深刻な問題を複数抱えている人も少なくありません。そうした方々を早期に発見し、包括的な支援へとつなげていくために、様々な問題の相談に1カ所で応じることのできる総合相談会を開催します。なお実施にあたっては、各地域の自殺実態を踏まえた上で、利用者にとっての利便性を考慮し企画・運営します。(保健予防課)

## ③ 問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

自殺のリスクを抱えこみがちな人との様々な接点を構築・活用することで、問題が深刻化する前の段階で、支援につなげるための方策を実施します。

- ア 生活相談や就職・進学支援等を行う社会福祉協議会の職員を対象に、ゲートキーパー研修の受講を推奨することで、問題を抱えた区民の早期発見と、そうした区民への支援の提供を図ります。(福祉推進課)
- イ 中国残留邦人等とその配偶者のうち、収入が生活保護基準に準ずる世帯を対象に、中国残留邦人等支援給付制度に基づく支援を実施しています。通訳の派遣や日常生活上の問題に関する相談、助言等を行うことで、日常生活上の困難や負担の軽減を図ります。(生活援護第一課)
- ウ 定まった居住先がなく路上で生活している人に対し、病気が重くなる前に支援につながるよう、医師・保健師等や国土交通省、警察、健康サポートセンターの職員等による巡回を定期的に行うとともに、福祉施設の案内や健診の案内、健康相談等を実施します。(生活援護第一・二・三課、施設管理課)

### (3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

多分野の関係機関が連携し、「生きることの包括的な支援」を推進するための基盤を整備するとともに、そうした取組の推進にあたって必要となるツールの活用等を進めます。

#### ① 生活保護受給者における自殺実態の把握に向けた調査の実施

ア 生活保護受給者の自殺対策支援のため、病気や生活状況等の把握に向けた調査の検討を進めます。  
(生活援護第一・二・三課)

#### ② 各機関の連携促進と包括的な支援の提供に向けた情報共有

- ア 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を、関係機関が連携して支援していくために、複数の関係機関の間で支援の状況や、相談者とのやりとりに関する情報等の共有化を図るため、引き続きシート等のツールを活用していきます。(生活援護第一・二・三課、保健予防課)
- イ 生活困窮者自立支援制度となごみの家のネットワークとの更なる連動のため、必要となる環境の整備や視点の共有方法等につき、関係機関の間で引き続き検討・協議を行います。(生活援護第一・二・三課、福祉推進課、保健予防課)

## 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

### <高齢者の現状と課題>

本区における、過去5年間(平成24年～28年)の自殺死亡者数699人のうち、60歳以上の自殺死亡者数は264人と、およそ2.5人に1人に上ります。自殺死亡率を見ますと、男性の全国平均が60歳代で33.0、70歳代では34.6、80歳以上では42.4であるのに対し、本区ではそれぞれ41.1、46.1、58.6と、いずれの年代においても10ポイント程度高くなっています。一方、女性においては全国平均が60歳代で14.4、70歳代では17.4、80歳以上では17.7であるのに対し、本区ではそれぞれ17.2、17.9、19.1でなっており、男性ほど顕著ではないものの、総じて高めの値となっています。

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、引きこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。そうした家庭では、支えられる側と支える側がともに疲弊してしまい、最悪の場合は心中など共倒れの危機につながる懸念されます。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策(生きることの包括的支援)の啓発と実践を共に強化していく必要があります。具体的には、相談支援先の情報を高齢者や支援者に周知することや、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。今後は小岩地域や葛西地域といった、60歳代以降の高齢者による自殺死亡率が比較的高い傾向にある事務所管内を対策の重点地域に定め、各種取組を通じて高齢者とその支援者が生きがいを感じられる地域づくりを積極的に進めていきます。

### <高齢者の自殺予防に向けた施策の方向性と施策>

上述した課題を踏まえて、区では次の4つの取組を、高齢者を対象とした重点施策として展開します。

- (1) 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知を進める
- (2) 支援者の「気づき」の力を高める
- (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する
- (4) 介護者(支援者)への支援を推進する

**(1) 高齢者とその支援者向けの各種支援先情報に関する周知を進める**

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。具体的には、高齢者とその支援者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等の資料を、下記ア～ウの事業等を通じて、高齢者本人とその支援者（家族含む）に配布します。

**① 啓発リーフレットの配布**

- ア 65歳以上の高齢者向け公営住宅（シルバーピア）に居住する高齢者に対し、見守り活動を行う「ふれあい相談員（ワーデン）」に対して、必要に応じて、生きる支援に関する様々な相談先情報の掲載されたリーフレットを配布することで、高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。（住宅課）
- イ 60歳以上の高齢者が地域で生きがいを持ち、生活するためのきっかけづくりの場として設置された“くすのきカルチャーセンター”に、生きる支援に関する様々な相談先情報の掲載されたリーフレットを配架することで、高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。（福祉推進課）
- ウ 高齢者とその家族の、介護にまつわる悩みごとや介護保険等の相談を受け付ける“熟年相談室”において、生きる支援に関する様々な相談先情報の掲載されたリーフレットを配架することで、対象者への情報周知を図ります。（介護保険課）

**(2) 支援者の「気づき」の力を高める**

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー研修の実施や受講の推奨を行います。

**① 既存の研修枠の活用**

- ア 60歳以上の区民が、健康づくりや仲間づくりを目的に様々な活動を行う“くすのきクラブ”において、理事会の機会を活用し、会員に対して自殺対策に関する説明を行うことにより、地域における高齢者の自殺の実態とその対策に関する会員の理解促進を図ります。（福祉推進課）
- イ くすのきカルチャーセンターの講師を対象とした研修会を活用して、自殺対策に関する説明を行い、高齢者が抱え込みやすい自殺のリスクや相談・支援等の情報を周知し、相談を受けた際には、必要な支援先へとつなぐことができるよう、理解促進を図ります。（福祉推進課）

**② ゲートキーパー研修の受講の推奨**

- ア シルバーピアに居住する高齢者に対する見守り活動を行うふれあい相談員（ワーデン）に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨することにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。（住宅課）
- イ 高齢者のごみ収集補助等を行う職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨することで、ごみ出しの機会を活用して支援対象者の定期的な状況把握に努めるとともに、必要時には職員から支援先を紹介したり、必要があれば支援機関へとつなぐ等の対応を図ります。（清掃課）
- ウ 熟年相談室の職員に対し、ゲートキーパー研修の受講を促すことにより、自殺のリスクを抱えた相談者を早期に発見し、支援へとつなげていくことを目指します。（介護保険課）
- エ 認知症患者とその家族に対して相談支援を行い、当人の状態に応じて医療や介護等のサービスにつなげる「認知症コーディネーター」や「認知症地域支援推進員」に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。（介護保険課）
- オ 介護サービスを提供する事業者への情報提供等を目的とする専用のホームページにおいて、ゲートキーパー研修の開催情報を掲載することで、介護事業者に対して研修に関する情報を周知し、受講の促進を図ります。（介護保険課）

**(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する**

地域における各種イベント、セミナー等の開催や、自由に集える場の提供等を通じて、地域とつながることのできる機会を増やすことにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

① 地域における高齢者向けの「居場所活動」の推進

高齢者が住み慣れた地域で、他者とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに、心身の健康の保持増進につながるような場を提供します。

- ア 高齢者に限らず地域のあらゆる区民が、自由に集まって交流できるとともに、相談員や看護職等の専門職に気軽に相談できる場所として、“なごみの家”を設置します。今後はなごみの家と、町会や自治会との連携を更に促進・強化させていくことで、地域において自殺リスクの高い区民の早期発見と対応を進めます。(福祉推進課)
- イ 65歳以上の高齢者を対象に、軽運動などができる機会等を設けることで、生きがいなどを実感できるような地域づくりを推進します。(介護保険課)
- ウ 高齢者を対象とする閉じこもり予防を目的とした茶話会や運動等の活動を定期的実施することで、高齢者が元気に生活を送れるような地域づくりを推進します。(健康サービス課)

② 各種講座や教室等の開催を通じた、高齢者の社会参加の促進

各種講座や教室等への参加に加え、他の受講生との交流などを通じて、高齢者の生きがいや社会の中で役割の創出につなげます。

- ア 地域への貢献を志す区民がその一歩を踏み出せるよう、様々な学びや他の受講生との交流等の機会を提供する場として“江戸川総合人生大学”を運営するとともに、高齢者がそこでの活動を通して地域での居場所や生きがい、役割等を見出していけるよう支援します。(文化課)
- イ 運動、趣味、ボランティア、就労等の各種活動への参加を通じて、高齢者が地域において他者とながらを持ち、健康で生き生きと暮らせるよう、くすのきカルチャーセンターを運営するとともに、くすのきクラブならびにシルバー人材センターに対する支援を行います。(福祉推進課)

(4) 介護者（支援者）への支援を推進する

① 高齢者を支える家族等の介護者（支援者）への支援の推進

- ア 介護に関する様々な問題についての相談を受けることで、高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。(介護保険課)
- イ 介護者同士が介護にまつわる悩みや問題につき、自由に話したり相談できるよう、介護者同士の交流会を開催します。(介護保険課)
- ウ 「認知症コーディネーター」や「認知症地域支援推進員」が、認知症の人とその家族を支援することで、本人の状態に応じた必要な医療や介護等のサービスにつなぎ、介護にまつわる負担の軽減を図ります。(介護保険課)

**重点施策3 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進**

＜勤務問題に関わる自殺の現状と課題＞

本区の過去5年間（平成24年～28年）における自殺者数を職業状況別に見ると、自殺者数699人のうち、有職者の自殺は計231人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が48人、「被雇用者・勤め人」が183人となっています。有職者の自殺の背景に、必ずしも勤務問題があるとは言えません。しかし、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからぬ影響を及ぼしている可能性も考えられます。

東京都が都内事業所を対象に行った調査によると、最長の時間外労働時間数（平成28年9月実績）が、限度時間の月45時間以上と回答した事業所は38.4%、うち過労死ラインの月80時間以上の事業所は13.2%であり、多くの事業所で長時間労働が行われているという実態が明らかになっています（東京都「平成28年度労働時間管理に関する実態調査」）。平成26年度の経済センサス-基礎調査によると、区内の事業所の9割は従業員20名未満の小規模事業所ですが、そうした規模の小さな事業所では、従業員のメンタルヘルス対策に遅れがあるとの指摘もあります。これらのことから、勤務に関する悩みを抱えた人が、適切な相談・

支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を徹底すると同時に、区内事業所において、自殺リスクを生まないような労働環境をどのように整備していくかが課題となっています。

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、平成29年7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっています。このことから、江戸川区でも地域の実態を踏まえて、積極的に対策を進めていきます。

#### ＜勤務問題に関わる自殺の予防に向けた施策の方向性と施策＞

上述した課題を踏まえて、区では次の3つの取組を、勤務問題に関わる重点施策として展開します。

- (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につなぐための連携の強化
- (2) 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める
- (3) 健康経営に資する取組を推進する

#### (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につなぐための連携の強化

過労やパワハラ、職場の人間関係等の勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるための取組として、労働者や経営者を対象とする相談支援を充実させます。

##### ① 相談支援の機会の充実

- ア 自殺リスクを抱えた区内の経営者を早期に発見し、関係機関の情報提供ができるよう、経営者からの融資、経営、受発注先紹介、ものづくり等に関する専門的・技術的な相談に対応する中小企業相談室の専門相談員を対象に、引き続き、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(産業振興課)
- イ いのちや仕事、法律など様々な問題に関する相談に1カ所で応じる総合相談会を開催することで、自殺のリスクを抱える人を、包括的な支援へとつなげることを目指します。実施にあたっては各地域の自殺実態を踏まえた上で、利用者にとっての利便性を考慮した企画・運営に努めます。(保健予防課)
- ウ 労働者や経営者が問題を抱えたときに相談できる、労働問題に関する相談窓口の情報提供を行います。(保健予防課)

#### (2) 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める

区内における事業所の多くが小規模であること、また、そうした小規模事業所では一般的にメンタルヘルス対策が遅れている等の実情を踏まえて、東京商工会議所をはじめとした、関係機関とも連携し、区内の事業所に対して、勤務問題の現状についての啓発を行うとともに、相談先情報の周知を進めます。

##### ① 相談先の周知の推進

- ア 組織の作り方やブランディングの基本など、経営に関する知識やスキルの獲得と向上を目指し、区内の中小企業の経営者を対象に開催する経営者支援セミナーにおいて、セミナーに参加する企業経営者に対し各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知や問題の啓発を図ります。(保健予防課)
- イ 中小企業の経営者との様々な接触機会を活用し、相談員や専門家から各種リーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(産業振興課)

#### (3) 健康経営に資する取組を推進する

『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス。以下、ワーク・ライフ・バランス）』の推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を通じて、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。

##### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ア 仕事と生活の調和に向けて、子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる職場環境づくりに取り組む企業を表彰することにより、区内の企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。(企画課)

イ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を実施する区内の企業を対象に、一般融資の利子率負担の軽減に向けた取り組みを進めることで、区内の企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を行います。(産業振興課)

② **メンタルヘルス向上への取組**

ア 労働基準監督署が主催する「江戸川健康づくりセミナー」の機会を通じて、情報提供を行う等、職域保健と地域保健の連携を促進します。(保健予防課)

**重点施策4 子ども・若者向け自殺対策の推進**

**<20歳未満の子ども・若者（以下、子ども・若者）における自殺の現状と課題>**

本区における、過去5年間（平成24年～28年）の自殺者数699名のうち、20歳未満の自殺者数は13名となっており、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。また、区内の20歳未満の自殺死亡率は全国の平均値よりも低い状況にあります。

しかし、本区は、子ども・若者向けの対策を重点施策の1つとして位置づけることにしました。それは、自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことは将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えるからです。

また、幼少期における貧困、虐待や性被害等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺リスクを高める要因にもなりかねません。こうした観点からも、子どもが自殺リスクを抱える前の段階で、対策を講じていくことが重要となります。

平成28年4月に改正された自殺対策基本法では、第17条3項において、学校が児童生徒に対し、生徒の保護者や地域の関係者等と連携しながら「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発」を行うことが、努力義務として明記されました。(いわゆる「SOSの出し方に関する教育」の推進)

さらに、平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の1つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進に加えて、子どもの貧困対策や、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子どもの居場所づくり、虐待防止等の各種施策の推進等の必要性が謳われました。

このように、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上できわめて重要な取組です。そのため江戸川区では、子ども・若者に対する自殺対策を区の重点施策の1つに加え、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、児童生徒や保護者等が抱え込みがちで、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、包括的な支援を推進していきます。

**<子ども・若者における自殺の予防に向けた施策の方向性と施策>**

上述した課題を踏まえ、区では次の4つの取組を、子ども・若者の重点施策として展開します。

- (1) 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する
- (3) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する
- (4) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

**(1) 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する**

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を強化します。



## ① 啓発リーフレットの配布・配架

- ア 民生・児童委員やPTA役員、青少年委員、共育プラザ指導員、各種専門家（スクールソーシャルワーカー、心理士、スクールカウンセラー等）など、子ども・若者と日頃から接する機会のある地域の関係者に啓発リーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。（福祉推進課、健全育成課、教育推進課、指導室ほか）

## (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する

児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、下記の通り環境づくりを進めつつ、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。

## ① SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくり

- ア 平成29年度に実施した、小岩第一中学校におけるモデル授業への生徒の反応や、東京都教育委員会による教材、教職員の資質向上のための研修の内容など国の動向等も踏まえつつ、SOSの出し方に関する教育の内容に関する検討とプログラムの策定を進めます。（指導室、保健予防課）
- イ 児童生徒の中には、家族や友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくない等の理由から、家族や友人、教員などに悩みを打ち明けられず、問題を抱え込んでしまう子どももいます。そこで、児童生徒が安心して悩みを打ち明けることができるよう、学校の教育相談体制を整えます。（指導室、保健予防課）
- ウ SOSの出し方に関する教育の実施にあたっては、それぞれの学校の校長や副校長に加えて、現場の教職員からの理解と協力が不可欠です。そのため、教職員向けの研修を実施し、SOSの出し方に関する教育の必要性和重要性について理解を深めます。子どもが発するSOSに気づいた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。（指導室、保健予防課）

## ② SOSの出し方に関する教育の実施

- ア 区内の全公立小中学校で小学校第5学年児童及び中学校第1学年生徒を対象に年1回以上、SOSの出し方に関する教育を実施します。（指導室、保健予防課）

## (3) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する

様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、学習の機会を活用した支援や、安心して過ごせる場所の構築・確保に向けた居場所活動等を展開します。また、児童生徒と日常的に関わる関係者に対する研修の実施等を通じて、地域の関係者が連携し児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを進めます。

## ① 学習支援の機会を活用した自殺リスクの早期発見と支援の提供

- ア 共育プラザ各館で週1回程度、大学生のボランティアが中高生に対して勉強をサポートすることにより、中高生が身近な年齢の近い大学生との触れ合いを通じて、将来の進路等について考えるための機会を提供します。またボランティアにゲートキーパー研修の案内を行い、中高生から個人的な相談を受けた場合には、共育プラザの職員等に情報を共有できる仕組みづくりを進めます。（健全育成課）
- イ 生活保護世帯や、生活困窮者自立支援制度を利用する家庭の児童生徒を対象に、当人や家庭の抱える問題等を早期に発見し、保護者も含めて支援につなげていくための学習支援の情報を提供していきます。（生活援護第一・二・三課）
- ウ ひとり親家庭の中学生を対象に学習支援の機会を提供することで、学力面における課題の克服や子どもの精神的な安定、未来に対するイメージ力の育成に加えて、保護者に対する精神的な支援等を進めます。また児童生徒に対して、様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。（児童女性課）

## ② 児童生徒が安心して集える居場所の構築

- ア 共育プラザにおける様々な活動を通じて、中高生に社会性や生活力を身に付けてもらうとともに、共育プラザ指導員や地域ボランティア等との関わりを通じて、地域で安心して過ごせる居場所を提供します。（健全育成課）

- イ 乳幼児や高齢者など世代の異なる地域住民との交流など、学校とは異なる社会に接する機会を提供することにより、中高生が学校とは別の場で自分の役割や有用性を見出し、安心感や他者によって受け容れられているといった感覚を得る上での、きっかけとなるような場を提供します。(健全育成課)
  - ウ 地域で気軽に立ち寄り、他者と交流したり悩みを相談したりできる場として、「なごみの家」の設置・運営を進めます。(福祉推進課ほか)
  - エ 生活上のスキルを獲得するとともに、未来に対するイメージ力を醸成できるよう、特にひとり親家庭の児童生徒を対象に、「e-りびんぐ」において様々な活動機会を提供します。(児童女性課)
  - オ 学年を超えて子どもや保護者同士が交流することで、地域において幅広いつながりを持てるよう、放課後や学校休業日に、小学校の教室・校庭・体育館などの施設を利用し、子どもが自由に活動できる機会(すくすくスクール)を提供します。(教育推進課)
- ③ 児童生徒を地域で支える関係者への研修の実施
- ア 民生・児童委員やPTA役員、青少年委員、共育プラザ指導員など、児童生徒と日頃から接する機会のある地域の関係者に対し、SOSの出し方に関する教育の内容を含んだ自殺対策関連の研修の受講を促すことで、問題を抱える児童生徒を学校教職員と連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(福祉推進課、健全育成課ほか)
- (4) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する
- 児童生徒の養育に関わる保護者への相談・各種支援の提供の充実を進めます。
- ① 児童虐待の防止に向けた対策の充実
- ア 児童虐待に関する通報や子育てに関する電話に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また子どもショートステイなど、保護者の負担軽減を図る支援の実施を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。(子ども家庭支援センター)
- ② 養育に関する様々な相談機会の提供
- ア 保育士、心理士、教諭等の資格を有する専門相談員が、子育てや家庭生活に関して悩みを抱える保護者の相談に応じることで、自殺リスクの高い保護者を早期に発見し、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。また、窓口相談に訪れた保護者に対し、様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(子ども家庭支援センター)
  - イ 不登校や発達に関する事など、子どもの教育上の悩みや心配事を抱える保護者からの相談に、教育相談室の心理士等の相談員が来室による面談や専用電話にて応じます。(教育研究所)
- ③ 障害のある児童の保護者への支援
- ア 発達障害の特性のある児童に対し、集団生活への適応に向けて環境を調整するとともに、その児童生徒の保護者からの相談に応じることで、保護者の精神的負担の軽減を図ります。また、相談に訪れた保護者に対して、必要に応じて相談先の情報が掲載されたリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(発達障害相談センター)
  - イ 心身に障害を有する就学前の幼児を抱える保護者からの相談に、保育士や心理士等の資格を有する相談担当者が応じることで、自殺に至るリスクの高い保護者を早期に発見し、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。(保育課)
  - ウ 心身面に発達の遅れが見られ、就学にあたって特別な支援を要する児童生徒の保護者に対して相談機会を提供するとともに、関係機関と協力し各生徒の障害や発達の状態に応じたきめ細かな対応を行うことで、養育に関わる保護者の負担軽減を図ります。また、就学相談に訪れた保護者に対して、相談先の情報が掲載されたリーフレットを配布することで、情報の周知を進めます。(学務課)
- ④ 養育に係る負担の軽減に向けた各種支援の提供
- ア 子育てひろばにおいて、親子同士が交流のできる機会を提供するとともに、子育てに関する相談機会や各種情報の提供、子育てに関する講習会等の様々な施策を実施することで、地域で子どもを育てていくための環境を整え、子育てにまつわる保護者の負担軽減を図ります。(健全育成課・子育て支援課)

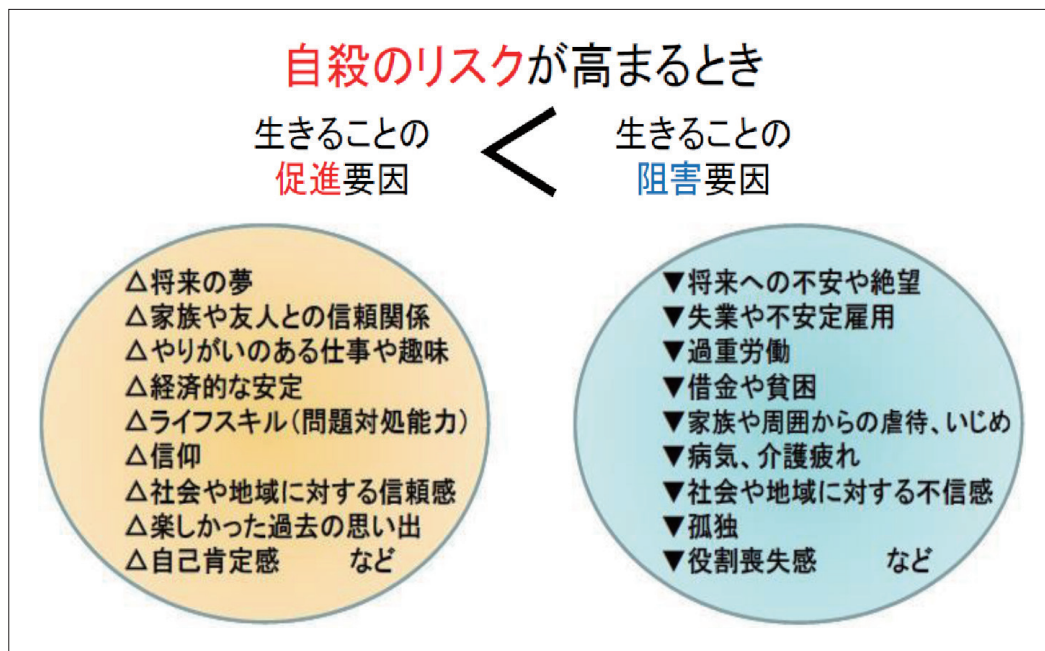
- イ 保護者が病気や出産、家族の介護、就労などの理由により、一時的に家庭で子どもの養育が難しい場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う子どもショートステイや、援助者がなく、産後うつや育児ストレス等により安定した養育が行えない家庭に対して育児支援ヘルパー派遣を実施することで、保護者の負担軽減を図ります。(子ども家庭支援センター)
- ウ 父子・母子家庭の児童生徒の養育に係る各種手当の支給や、小児慢性特定疾患に伴う医療費の助成、経済的理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費や学用品等の補助、奨学金の貸与等、金銭面での各種支援を通じて児童生徒の養育ならびに就学に対する援助を推進します。(児童女性課、保健予防課、教育推進課、学務課ほか)
- エ 経済的な理由や保護者の病気等で育児困難など支援が必要な家庭を訪問して調理を行うほか、お弁当を宅配するなどの児童生徒を対象とした食事支援の機会を活用し、児童生徒の家庭状況の把握を進めるとともに、サービスを利用する児童生徒と保護者に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を進めます。(児童女性課)

### 重点施策5 未来（将来の夢・居場所・生きがい）への支援

#### <「未来への支援」に取り組む背景>

本計画の基本方針「自殺対策を、生きることの包括的な支援として推進する」(第3章1-1))で言及したとおり、個人においても地域においても、自殺のリスクが高まるのは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときとされています。

そのため本区では、「生きることの阻害要因」を減らすための取組はもちろんのこと、「生きることの促進要因」を増やすための取組も推進します。「生きることの促進要因」は、家族や友人との信頼関係やライフスキル(問題対処能力)、自己肯定感など多岐にわたりますが(下図参照)、本区では特に、誰もが将来の夢を持ち、地域で安心して過ごすことのできる居場所があり、毎日生きがいを感じられるような取組を「未来(将来の夢・居場所・生きがい)への支援」と位置付けて、「誰も自殺に追い込まれることのない江戸川区」の実現を目指して、これを重点的かつ積極的に展開していきます。



NPO法人ライフリンク作成

### ＜「未来への支援」施策の方向性と施策＞

本区では次の3つの取組を、「未来への支援」を行う重点施策として展開します。

- (1) 「将来の夢」を育む支援
- (2) 安心して過ごせる「居場所」を増やす支援
- (3) 毎日の「生きがい」を持てるようにするための支援

#### (1) 「将来の夢」を育む支援

子ども・若者が将来に向けた夢を諦めずにすむように、また平均寿命が延びて「老後」が長くなった今日においても誰もがその人の人生をよりその人らしく生きることを探求し続けられるように、様々な取組を展開していきます。

##### ① 子どもの「将来の夢」を育む

- ア 生活上のスキルを獲得するとともに、未来に対するイメージ力を醸成できるよう、特にひとり親家庭の児童生徒を対象に、「e-りびんぐ」において様々な活動機会を提供します。(児童女性課)
- イ 生活保護世帯や、生活困窮者自立支援制度を利用する家庭の児童生徒を対象に学習支援の情報を提供します。(生活援護第一・二・三課)

##### ② 就職による若者の生活安定（自立）を支援する

就職に不安を持つ若者に対する支援を継続します。

- ア 若年者の就職応援…「ヤングほっとワークえどがわ」(39歳までの方)
  - ・キャリアコンサルタントによる就職に関する相談や適職診断等を実施し、就職に踏み出すための支援を行います。ハローワークの求人企業紹介との連携のほか、個々に必要かつ最適な関係機関の紹介なども支援として展開します。(地域振興課)
  - ・就職相談等において就職応援以外の支援が必要と思われる方に、生きる支援に関する様々な相談先を紹介するとともに、相談先が掲載されたリーフレット（以下、リーフレット）を相談窓口に配架します。(地域振興課)
- イ 若年者の就職前支援…「若者きずな塾」(35歳までの方)
  - ・自身の就職に不安を持つ若者を対象に、自信回復や自己実現のためにワークショップやフリートーク等から他者とのコミュニケーション力を高めつつ社会性を培い、就職への第一歩を踏み出すきっかけ作りの場を提供します。
  - ・就職した後にも悩みや不安を持つ若者を対象に、就労の定着に向けた支援となるようフォローをしています。(地域振興課)

##### ③ 高齢者をはじめ広く区民の「将来の夢」を育む

- ア 地域への貢献を志す区民がその一歩を踏み出せるよう、様々な学びや他の受講生との交流等の機会を提供する場として“江戸川総合人生大学”を運営するとともに、生徒が大学での活動を通して地域での居場所や生きがい、役割等を見出していけるよう支援します。(文化課)

#### (2) 安心して過ごせる「居場所」を増やす支援

居場所活動において重要なことは、その場がその人にとって安心できる場所であるということです。また、信頼できる人との関わりを通して、自分自身の存在が尊重されていることを実感し、「私はここにいていいんだ」「私は生きていていいんだ」という思いになれることもあります。その意味で、「居場所」は、必ずしも物理的な空間である必要はなく、信頼できる仲間と継続的に関わることでできる機会も「居場所」になり得ます。そうした考えのもと、本区では安心して過ごせる「居場所」を増やすための取組を展開していきます。

##### ① 子ども・若者向けの「居場所」の構築

- ア 共育プラザにおける様々な活動や世代間の交流を通じて、中高生に社会性や生活力を身に付けてもらうとともに、共育プラザ指導員や地域ボランティア等との関わりを通じて、地域で安心して過ごせる居場所を提供します。(健全育成課)

- イ 乳幼児や高齢者など世代の異なる地域住民との交流など、学校とは異なる社会に接する機会を提供することにより、中高生が学校とは別の場で自分の役割や有用性を見出し、安心感や他者によって受け容れられているといった感覚を得る上での、きっかけとなるような場を提供します。(健全育成課)
  - ウ 学年を超えて子どもや保護者同士が交流することで、地域において幅広いつながりを持てるよう、放課後や学校休業日に、小学校の教室・校庭・体育館などの施設を利用し、子どもが自由に活動できる機会(すくすくスクール)を提供します。(教育推進課)
  - エ 経済的な理由や保護者の病気等で育児困難など支援が必要な家庭を訪問して調理を行うほか、お弁当を宅配するなどの児童生徒を対象とした食事支援の機会を活用し、多くの人々となつなげることができる居場所をつくり、子どもたちの成長を地域で見守ります。(児童女性課)
- ② 高齢者向けの「居場所」の構築
- ア 65歳以上の高齢者を対象に、軽運動などができる機会等を設けることで、生きがいなどを実感できるような地域づくりを推進します。(介護保険課)
  - イ 高齢者を対象とする閉じこもり予防を目的とした茶話会や運動等の活動を定期的実施することで、高齢者が元気に生活を送れるような地域づくりを推進します。(健康サービス課)
- ③ 広く区民を対象とした「居場所」の構築
- ア 高齢者に限らず地域のあらゆる区民が、自由に集まって交流できるとともに、相談員や看護職等の専門職に気軽に相談できる場所として、“なごみの家”を設置します。(福祉推進課)
  - イ 子育てひろばにおいて、親子同士が交流のできる機会を提供するとともに、子育てに関する相談機会や各種情報の提供、子育てに関する講習会等などの様々な施策を実施することで、地域で子どもを育てていくための環境を整え、子育てにまつわる保護者の負担軽減を図ります。(健全育成課)

### (3) 毎日の「生きがい」を持てるようにするための支援

趣味に没頭したり、好きな仕事をしたり、大切な人と共に過ごしたりと、自分のやりたいことができていると思えることは、その人の「生きがい」になり得ます。区民一人ひとりが、それぞれの「生きがい」を持てるように、多様な取組を展開していきます。

#### ① 各種講座やボランティア活動等の開催を通じた、「生きがい」づくり

- ア ボランティア活動等は、地域への貢献ができているという感覚から、日々の「生きがい」につながることがあります。区民が様々な活動にボランティアとして参加することができるよう、ボランティアセンターに登録・活動を行う団体に対して補助金を交付し、ボランティア活動の振興を図ります。(文化課)
- イ 運動、趣味、ボランティア、就労等の各種活動への参加を通じて、高齢者が地域において他者となつなげを持ち、健康で生き生きと暮らせるよう、くすのきカルチャーセンターを運営するとともに、くすのきクラブならびにシルバー人材センターに対する支援を行います。(福祉推進課)

#### ② 職場環境の改善を通じた「働きがい」の推進

- ア ワーク・ライフ・バランスの推進やストレスチェックの実施等、メンタルヘルスの向上に向けた各種取組の実施を通じて、労働者一人ひとりが心身共に健康で、やりがいを持って働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境を整えていきます。(企画課・保健予防課)

## 5. 生きる支援の関連施策

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
1. 既存の研修と連携して生きる支援（自殺対策）を強化する					
1	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	民生・児童委員を対象にした研修会や各地区での会議等において、地域における自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行うことにより、各委員の問題理解の促進を図る。	福祉部	福祉推進課
2	ひとり暮らし等施策	ふれあい相談員による話し相手及び安否確認	ふれあい相談員に対する研修会において、地域の自殺の実態や対策等に関する情報提供を行うことにより、相談員の問題理解の促進を図る。		
3	身体障害者相談員 知的障害者相談員	行政より委託した障害者相談員による相談業務	障害者相談員向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当課と協議・調整を進める。		
4	保育ママ事業	児童の健全育成に向けた乳児の養育	保育ママを対象に実施する年3回の研修のうち1回を、自殺対策関連の内容（リスクの高い保護者の早期発見と、支援先へのつなぎの方法等）とするよう、担当課と協議・調整を進める。	子ども家庭部	保育課
5	保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	公立保育園や私立保育園が開催する研修等を通じて、自殺対策に係る問題理解の促進を図れるよう協議・調整を進める。		子育て支援課 保育課
2. 気づきのための人材育成（ゲートキーパー研修）を様々な分野で推奨する					
6	相談事業	住民への相談事業（来館・電話）・法律・税務相談	住民からの様々な相談に対応する区民相談員（区の再任用職員）に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	総務部	総務課
7	青少年教育事業	青少年委員に関する事務	青少年委員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	文化共育部	健全育成課
8	共育プラザ管理	中高生の活動支援・居場所提供・共育プラザ指導員との日常的な関わりの実施	中高生の活動支援に携わる共育プラザ指導員に対し、ゲートキーパー研修の開催案内を行う。	文化共育部	健全育成課
9	共育プラザ管理	大学生ボランティアによる中高生を対象にした学習支援の提供	共育プラザで中高生への学習支援を行う大学生ボランティアに対し、ゲートキーパー研修の開催案内を行う。		
10	障害者向け施設の運営	障害者支援ハウスの運営（生活介護・短期入所・グループホーム事業）	障害者支援ハウスを運営する指定管理者に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	福祉部	障害者福祉課

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
11	障害者向け施設の運営	障害者就労支援センターの運営（障害者の一般就労の機会の拡大・相談事業）	障害者就労支援センターを運営する指定管理者に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	福祉部	障害者福祉課
12	身体障害者相談員 知的障害者相談員	行政より委託した障害者相談員による相談業務	各種障害者相談員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	福祉部	障害者福祉課
13	保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	区立保育園の保育士に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。（継続実施）		子育て支援課 保育課
14	女性センター	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施（総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談）	家庭や生活上の問題解決に向けた各種相談事業を行う事業者に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	子ども家庭部	児童女性課
15	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	配偶者等からの暴力に関する相談対応を行う事業者に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。		
16	おくすり ホットライン・ おくすり相談窓口	住民の薬に対する理解向上に向けた相談窓口の設置と健康管理の推進	区内の薬局等に勤務する薬剤師に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。		健康推進課
17	社会復帰支援	地域活動支援センター Ⅰ型・Ⅲ型	地域活動支援センターの職員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	健康部	保健予防課
18	環境衛生協会との連携	環境衛生協会との連携	理容組合や美容組合を通じて区内の各事業者に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。		生活衛生課
19	すくすくスクール事業	小学校の放課後等に教室・校庭等の施設を利用し、学校・地域・保護者の連携の下、児童が自由に活動を行う健全育成事業	指導員に対し、ゲートキーパー研修の案内と受講の推奨を行う。	教育委員会	教育推進課
3. 包括的な生きる支援の情報（相談先一覧等）を幅広く届けていく					
20	公益財団法人ボランティアセンターとの連絡調整	ボランティアセンターに登録・活動を行う団体による、ボランティア活動の振興に向けた各種支援	区が実施するボランティアセンターに登録し活動を行う団体を対象としたゲートキーパー研修の中で、生きる支援に関する様々な相談先情報の掲載されたリーフレットを紹介する。・ボランティア活動を行う各団体に対し、活動を通じてリーフレットの配布協力を依頼する。	文化共育部	文化課

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
21	青少年教育事業	青少年委員に関する事務	青少年委員を通じて、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを若者に配布する。	文化共育部	健全育成課
22	青少年対策事業	青少年問題協議会の開催	協議会の構成員に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	文化共育部	健全育成課
23	共育プラザ管理	中高生の活動支援・居場所提供・共育プラザ指導員との日常的な関わりの実施	施設を利用する中高生に対し、共育プラザ指導員より、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを必要に応じて配布する。		
24	共育プラザ管理	子育て親子に対する交流の場の提供や、交流の促進・子育てに関する相談・子育てに関する情報提供・子育てに関する講習会等の実施	共育プラザを利用する子育て親子に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを必要に応じて配布する。		
25	共育プラザ管理	様々な世代が参加できる交流事業の実施	世代間交流事業に参加する区民に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを必要に応じて配布する。		
26	共育プラザ管理	大学生ボランティアによる中高生を対象にした学習支援の提供	学習支援の対象者である中高生に対し、共育プラザ指導員より、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを必要に応じて配布する。		
27	商工相談	専門相談員による融資、経営、受発注先紹介、ものづくり（知的財産・産学公連携コーディネート・技術）等の相談指導	生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを相談室に配架する。		
28	発達障害相談センターの相談事業	発達障害のある方とそのご家族・支援者からの相談対応	専門の相談員から相談者に対し、必要に応じて、相談対応の際に生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	福祉部	発達障害相談センター
29	子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	女性向けの相談先情報を掲載したリーフレットを作成するとともに、その配布方法や配布先等につき事業の担当課と協議・調整を進める。	子ども家庭部	子育て支援課
30	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	ひとり親向けのパンフレットに、生きる支援に関する様々な相談先の情報を掲載できるよう、担当課と協議・調整を進める。	子ども家庭部	児童女性課
31	児童育成手当支給事務	児童育成手当の支給	ひとり親向けのパンフレットに、生きる支援に関する様々な相談先の情報を掲載できるよう、担当課と協議・調整を進める。		



No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
32	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親向けのパンフレットに、生きる支援に関する様々な相談先の情報を掲載できるよう、担当課と協議・調整を進める。	子ども家庭部	児童女性課
33	ひとり親家庭の子どもに向けた居場所活動	ひとり親家庭の児童生徒に対する様々な居場所の提供	e-りびんぐを利用する児童生徒とその保護者に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
34	女性センター	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施（総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談）	女性センターを訪れる相談者に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	子ども家庭部	児童女性課
35	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	配偶者暴力相談支援センターを訪れる相談者に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
36	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病について医療助成を受けるための相談や申請の受付	医療費の助成申請を行う住民に、各種制度の案内とあわせて、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	健康部	保健予防課
37	エイズ・性感染症相談	エイズや性感染症等に関する電話相談・検査の実施	性感染症に関する相談や検査を行う対象者に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
38	精神保健対策（自殺防止対策事業除く）	高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害者とその家族に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	健康部	保健予防課
39	難病医療費助成	医療費助成を受けるための相談や申請の受付	医療費の助成申請を行う住民に、各種制度の案内とあわせて、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		
40	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等の実施	交通事故に関する相談を訪れる区民に対し、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	土木部	施設管理課
41	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務（ホームレスへの対応等）	巡廻活動の中で自殺のリスクが高いと思われる対象者を発見した場合には、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	土木部	施設管理課
42	PTA活動の支援・育成に関する事務	PTAに対するセミナーや研修会の実施及び各種活動への助成	PTAの役員会において、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	教育委員会	教育推進課

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
43	すくすくスクール事業	小学校の放課後等に教室・校庭等の施設を利用し、学校・地域・保護者の連携の下、児童が自由に活動を行う健全育成事業	すくすくスクールの指導員に生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。	教育委員会	教育推進課
44	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・体力の向上に向けた取組の実施	教職員向け研修において、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリーフレットを配布する。		指導室
4. 様々な分野における機会と連動して、自殺対策への理解を広める					
45	青少年対策事業	青少年問題協議会の開催	地域の青少年層における自殺の実態や青少年向けの自殺予防の取組に関して、協議会において議論することにより、青少年の直面しがちな自殺のリスクや自殺対策の必要性等に対する理解の促進を図る。	文化共育部	健全育成課 スポーツ振興課
46	障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援	相談支援専門員向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当課と調整を進める。	福祉部	障害者福祉課
47	介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援	相談支援専門員向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当課と調整を進める。		
48	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	相談支援専門員向けの研修会において、自殺の実態や対策に関する情報提供を行えるよう担当課と調整を進める。		
49	発達障害に関する会議の開催	発達障害支援会議・発達障害庁内連絡調整会議	保健予防課長から、必要に応じて庁内連絡会で地域の自殺実態や区の取組等に関する情報を提供することで、関係者間での問題理解の促進を図る。	福祉部	発達障害相談センター
50	精神保健対策（自殺防止対策事業除く）	普及啓発事業（精神保健福祉講演会の開催）	精神保健福祉講演会のテーマとして、自殺問題を取り上げることができるよう事業の担当課と協議・調整を進める。	健康部	保健予防課
51	環境衛生協会との連携	環境衛生協会との連携	理容組合、美容組合等の業界団体の総会等において、自殺対策に関する講演を実施することにより事業者の間での問題理解の促進を図る。		生活衛生課
5. あらゆる分野での広報・啓発を強化する					
52	精神保健対策（自殺防止対策事業）	こころの体温計の委託	気軽に自分のストレスや落ち込み度をチェックできるためのツールを提供することで、区民に対する問題の啓発や啓発を図る。	健康部	保健予防課

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
6. 生きることの包括的な支援を実施・継続する					
53	安全・安心まちづくり運動に関する事務	・特殊詐欺被害防止に向けた取組 ・警察署等との連携による取組	地域における自殺の多発場所（ホットスポット）の情報をパトロール隊に共有することで、パトロール隊が当該地域を巡廻する際、住民の様子に注意を払うよう依頼する。	環境部	環境推進課
54	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談の受付と問題の早期解決に向けた取り組み	住民による苦情の背景に、精神的失調等による影響の可能性が考えられる場合は、保健所につなぐといった対応を取る。（継続実施）		
55	消費者センター運営経費	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	相談者の相談内容に応じて、他機関への紹介を行う。（継続実施）	生活振興部	地域振興課
56	地域包括ケアシステム事業	「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供するための地域包括ケアシステムの拠点の設置	自殺リスクの高い住民を適切な機関へつなぎ、機関同士が連携して支援するためのツール（情報共有のためのシート等）を導入・活用することで、住民への支援体制の強化を図る。		
57	ひとり暮らし等施策	地域支援ネットワーク会議の開催	自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより、関係者の問題理解の促進と支援にあたっての連携強化を図る。		福祉推進課
58	生きがい施策	くすのきクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成	くすのきクラブ内に自殺リスクの高いと思われる会員がいた場合には、行政の窓口につなぐ等の対応を取る。		
59	心身障害者福祉手当支給事務	日常生活が困難な心身障害者（児）の社会参加のための手当支給	手当の支給対象となる区民の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、他機関への紹介を行う。（継続実施）	福祉部	
60	難病患者福祉手当支給事務	日常生活が困難な難病患者への手当支給	手当の支給対象となる区民の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、他機関への紹介を行う。（継続実施）		
61	特別障害者手当等支給事務	精神・身体に重度障害があり常時介護を必要とする方への手当支給	手当の支給対象となる区民の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、他機関への紹介を行う。（継続実施）		障害者福祉課
62	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	虐待の背景に潜む問題への対応や環境調整等の取組を実施することにより、地域における自殺の発生リスクの低減を図る。（継続実施）		

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
63	子ども家庭支援センターの運営	児童虐待防止対策の充実（児童虐待SOS、養育支援訪問事業、子どもと家庭のおとなりさん事業）	虐待事案の早期発見と対応を図るために、他機関との連携を促進し、保護者等への支援も含めた各種取組を実施する。（継続実施）	子ども家庭部	子ども家庭支援センター
64	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	・保護者に対する相談対応を通じて、自殺リスクの高い保護者の早期発見と他機関への紹介を行う。（継続実施） ・他機関と連携し、発達障害児を抱えた保護者に対する支援体制の強化を図る。	子ども家庭部	児童女性課
65	児童育成手当支給事務	児童育成手当の支給	・保護者に対する相談対応を通じて、自殺リスクの高い保護者の早期発見と他機関への紹介を行う。（継続実施） ・他機関と連携し、発達障害児を抱えた保護者に対する支援体制の強化を図る。		
66	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	・保護者に対する相談対応を通じて、自殺リスクの高い保護者の早期発見と他機関への紹介を行う。（継続実施） ・他機関と連携し、発達障害児を抱えた保護者に対する支援体制の強化を図る。		
67	おくすりホットライン・おくすり相談窓口	住民の薬に対する理解向上に向けた相談窓口の設置と健康管理の推進	薬に対する理解を高め、健康管理能力の向上を図るため、（過量服薬の相談を含め）地域で包括的・継続的に支援していけるようかかりつけ薬局の取組を推進する。	健康部	健康推進課
68	生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談の実施	健診結果やメンタルヘルスチェックの結果を活用し、自殺のリスクが高い住民については他機関と連携して支援を行う。（継続実施）		健康サービス課
69	母子保健	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査	母子手帳の交付や妊婦健診等の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）		
70	母子保健	地域子育て見守り事業（乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施）	新生児訪問指導や乳幼児健診などの、乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）		健康サービス課
71	母子保健	・新生児訪問指導・乳幼児健康診査	乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）		

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課	
72	母子保健	育児ストレス相談（産後うつや育児ストレスに対する専門家による必要な助言・指導）	育児ストレス相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）	健康部	健康サービス課	
73	母子保健	こども発達相談(心理)	発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）			
74	母子保健	・子育てひろばの設置、多児の会、2ヶ月児の会 ・妊婦全数面接（妊娠届時に保健師等の面接（相談やサービス紹介等）を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。）	子育てひろばでの相談等、各種相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。（継続実施）			
75	母子保健	産後ケア事業	育児に不安を抱えており自殺リスクの高い保護者への支援を通じて、妊産婦への更なる支援の充実を図る。（継続実施）			
76	歯科健康相談事業	乳幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	・乳幼児に対する歯科健診・歯科相談の機会を活用し、家庭状況等の把握を進める。（継続実施） ・問題を抱えていると思われる家庭に対しては、関係機関と連携し、親子に対する包括的な支援を提供する。（継続実施）			
77	精神保健	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進に向けた、専門医・保健師による相談や心の専門グループワーク事業の実施	専門家による相談やグループ活動等を通じて、精神障害者ならびにその家族など、自殺のリスクが高い住民への支援の強化を図る。			
78	精神保健	アルコール連絡会（関係機関に対するアルコール依存症についての知識の普及・啓発）	専門家による相談やグループ活動等を通じて、アルコール依存症の当事者ならびにその家族など、自殺のリスクが高い住民への支援の強化を図る。			
79	精神保健	困難事例対応精神障害者（疑い含む）及びその家族への個別支援の充実	精神障害の症状の重い住民とその家族に対する個別支援を更に充実させることにより、地域における自殺リスクの低減を図る。（継続実施）			
80	40歳未満の住民を対象とした健康診査	40歳未満で健診を受診する機会のない区民を対象にした健診の実施	健診項目へのメンタルヘルスに関する内容の導入に向けて、事業の担当課と協議・調整を進める。			健康推進課 医療保険課

No.	予算事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容	担当部署	担当課
81	国保健診 (特定健診)	国民健康保険に加入している40歳～74歳の健康診査	健診項目へのメンタルヘルスに関する内容の導入に向けて、事業の担当課と協議・調整を進める。	健康部	医療保険課
82	福祉健診	生活保護受給者等を対象に福祉健診を実施			健康推進課
83	社会復帰支援	・精神障害者地域生活安定化支援事業・精神障害者就労支援事業/精神障害者自立生活体験事業/精神障害者居住支援事業	精神障害を抱える住民に対して地域の居場所を提供できるよう、地域活動支援センターに対する支援を行う。		保健予防課
84	医務	医療相談窓口	・医療に関する相談窓口を通じて、自殺リスクの高い区民の早期発見と対応に努める。 ・相談対応の中で自殺のリスクが高いと思われた区民については、地区の担当保健師等に情報を提供する。(継続実施)		生活衛生課
85	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	・公園・児童遊園等の管理に関する事務 ・公園施設の維持補修に関する事務 ・公園等の整備に関する事務	・区内に自殺事案の発生が多くみられる公園等がある場合には、その情報を担当課と共有する。 ・自殺事案の発生が多くみられる公園等の巡廻時は、特に住民の様子に配慮するよう、巡廻を担当する職員や業務委託業者に情報共有する。 ・樹木の剪定や配置の工夫など施設に関する配慮を継続的に行う。		土木部

# 第4章 自殺対策の推進体制等

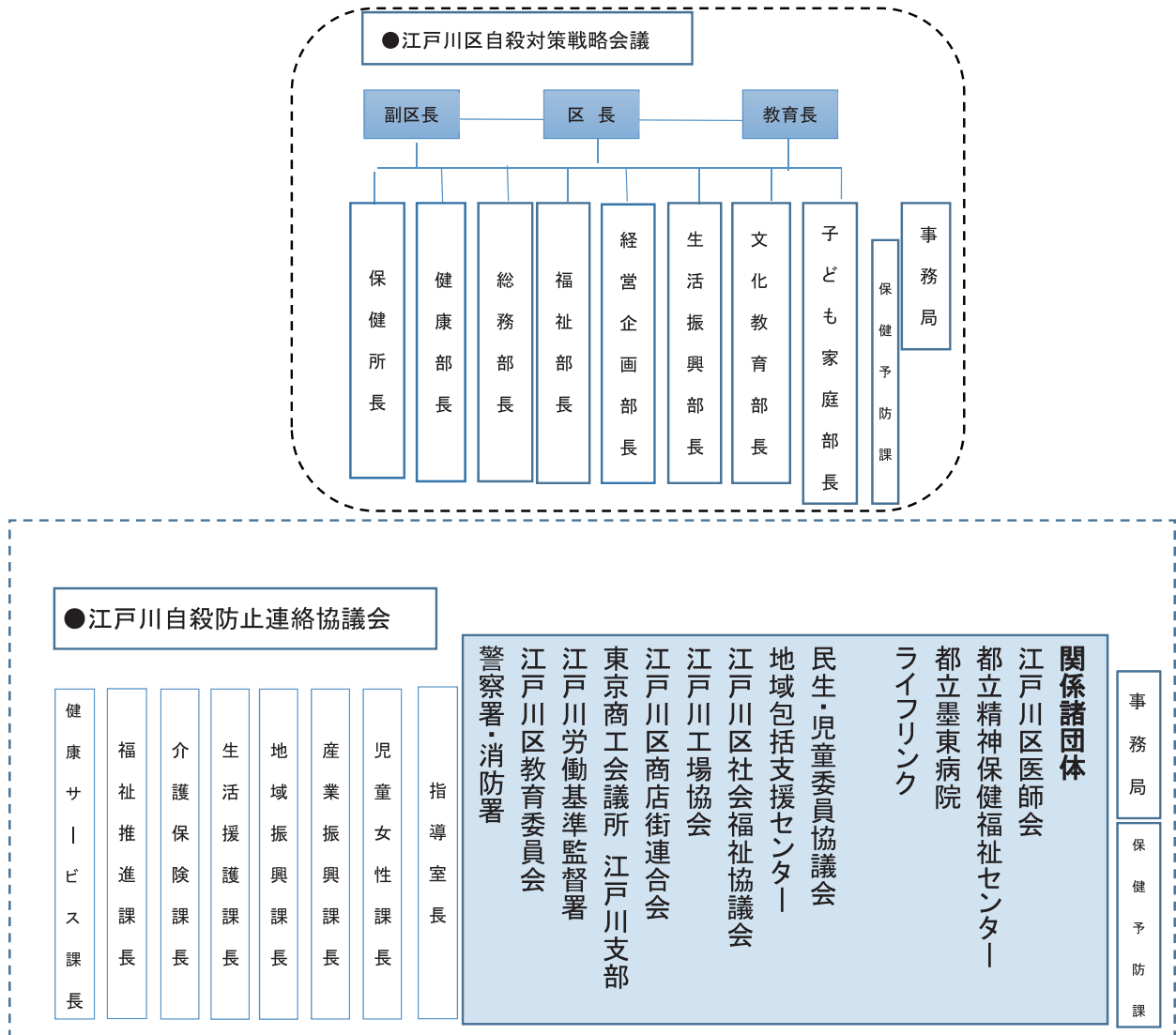
## 1. 自殺対策の推進体制

### (1) 江戸川区自殺対策戦略会議

区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の長で構成しています。  
本区の自殺対策を推進させるため、庁内の横断的体制を整えます。

### (2) 江戸川区自殺防止連絡協議会

医療・福祉・教育・経済労働の関係機関及び民間団体と区関係部局を構成員として、相互の密接な連携を確保し、本区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進します。



## 2. 策定の経過

### (1) 「日本財団 いのち支える自殺対策プロジェクト」合意書の締結

目的：日本財団と江戸川区及び自殺対策支援センターライフリンクが連携し、「生きることの包括的な支援」の実践及び地域モデルの構築により、得られた知見を全国に迅速かつ的確に広めていくことを目的とする。

日時：平成28年7月8日（金）

期間：合意書の協定締結日から平成31年3月31日

署名：日本財団理事長 尾形 武寿

江戸川区長 多田 正見

自殺対策支援センターライフリンク代表 清水 康之

### (2) 江戸川区自殺対策戦略会議経過

回数	開催日	主な議題
第1回	平成29年4月27日	・江戸川区の自殺実態に関する分析について ・江戸川区「自殺対策行動計画」の策定について ・策定スケジュールについて
第2回	平成30年1月31日	・「江戸川区 いのち支える自殺対策計画（仮称）」概要版（案）について ・今後のスケジュールについて

### (3) 江戸川区自殺防止連絡協議会経過

回数	開催日	主な議題
平成28年度		
第1回	平成28年7月8日	「いのち支える自殺対策プロジェクト」合意書締結式 ・平成27年度自殺対策事業実施報告 ・平成28年度自殺対策事業実施計画
第2回	平成29年2月16日	・「いのち支える自殺対策プロジェクト」について ・平成28年 自殺統計について ・平成28年度自殺対策事業実施報告
平成29年度		
第1回	平成29年8月8日	・「江戸川区自殺対策計画」策定について ・今後のスケジュールについて ・平成28年度自殺対策事業実施報告 ・平成29年度自殺対策事業実施計画
第2回	平成30年2月8日	・平成29年度自殺対策事業実施報告 ・江戸川区いのち支える自殺対策計画（案）概要版 ・今後のスケジュールについて

### (4) パブリック・コメント（意見公募）実施

公募期間	平成30年2月20日から3月6日まで（15日間）
意見件数	2人 延べ3件
意見内容	・傾聴ボランティア等人材育成制度の提案 ・施策の具体的内容を示してほしい ・行政のみでなく、地域ぐるみの取組について



## (5) 会議構成員

## ① 江戸川区自殺対策戦略会議

1	区長
2	副区長
3	教育長
4	経営企画部長
5	総務部長
6	文化共育部長
7	生活振興部長
8	福祉部長
9	子ども家庭部長
10	健康部長
11	江戸川保健所長
事務局	公益財団法人日本財団 常務理事、他
	(特非) 自殺対策支援センターライフリンク 代表、他
	健康部保健予防課長
	健康部保健予防課いのちの支援係長、他

## ② 江戸川区自殺防止連絡協議会（平成29年～平成30年）

分野	委員
学識経験者	東京都立精神保健福祉センター 所長
医療関係者	(一社) 江戸川区医師会 理事
	東京都立墨東病院 神経科 部長
福祉関係者	江戸川区小岩第二地区民生・児童委員協議会 会長
	(社福) 江戸川区社会福祉協議会 事務局長
	熟年相談室 みどりの郷福楽園 管理者
教育関係者	江戸川区教育委員会事務局 指導室長
	江戸川区立小学校校長会 会長
	江戸川区立中学校校長会 会長
経済・労働関係者	東京商工会議所 江戸川支部 会長
	江戸川労働基準監督署 副所長
	(一社) 江戸川工場協会 会長
	江戸川区商店街連合会 副会長
自殺防止等に関する民間団体の関係者	(特非) 自殺対策支援センターライフリンク代表
自殺防止等に関する関係行政機関の職員	小松川警察署 生活安全課長代理
	小岩消防署 警防課長
自殺防止等に関する関係行政機関の職員 (江戸川区)	健康部長
	江戸川保健所長
	生活振興部 地域振興課長
	生活振興部 産業振興課長
	福祉部 福祉推進課長
	福祉部 介護保険課長
	福祉部 生活援護第一課長
	子ども家庭部 児童女性課長
	健康部 健康サービス課長
区長が必要と認めた者	区議会 福祉健康委員会 委員長
	区議会 福祉健康委員会 副委員長
	区民代表
	区民代表
事務局	健康部保健予防課長
	健康部保健予防課いのちの支援係長
	健康部保健予防課いのちの支援係

## <資 料>

### 1. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章

総則（第一条—第十一条）

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章

基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章

自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うも

のとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該

事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等<sup>かん</sup>に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方<sup>かん</sup>を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## 2. 江戸川区自殺防止連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定による自殺総合対策大綱に基づき、関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携を確保し、江戸川区（以下「区」という。）における自殺対策を総合的、かつ、効率的に推進するため、江戸川区自殺防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の特性に応じた自殺対策の取組みの方向性に関すること。
- (2) 自殺の現状把握に関する情報交換に関すること。
- (3) 区及び関係機関における連携方法についての意見交換に関すること。
- (4) 自殺対策に関する意見交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること。（組織）

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 経済関係者
- (6) 労働関係者
- (7) 自殺防止等に関する民間活動団体の関係者
- (8) 自殺防止等に関する関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対し、協議会に出席を求めて、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年9月8日から施行する。



## 江戸川区いのち支える自殺対策計画 (平成30年3月発行)

編集・発行

江戸川区健康部 保健予防課

〒132-8507 江戸川区中央4-24-19 江戸川保健所内

電話 03-5661-2478



この「江戸川区 いのち支える自殺対策計画」は区が「公益財団法人日本財団」及び「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と平成28年7月に協定締結した「日本財団いのち支える自殺対策プロジェクト」において三者で共に作成しました。

## 江戸川区いのち支える自殺対策計画の修正

令和3年度より、警察署長、消防署長、児童相談所長、SDGs推進部長が構成員に加わりました。

令和4年度より、新庁舎・施設整備部長、危機管理部長、都市開発部長、環境部長、土木部長、区議会事務局長が構成員に加わりました。

### 修正箇所

- ・42ページ：第4章自殺対策の推進体制等1. 自殺対策の推進体制  
(1) 江戸川区自殺対策戦略会議構成図
- ・44ページ：2. 策定の経過(5) 会議構成員  
(1) 江戸川区自殺対策戦略会議